

平成30年4月13日（金）

於・農林水産省7階 第3特別会議室

第183回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後2時02分 開会

○水野林政課長 お待たせいたしました。それでは、ただいまから林政審議会を開催いたします。

初めに、定足数について御報告させていただきます。本日は、委員20名中、16名の委員の皆様にご出席をいただいております。お忙しいところありがとうございます。当審議会の開催に必要な過半数の出席が確保されておりますので、本日の審議会が成立しているということを御報告いたします。

なお、田中里沙委員、丸川委員におかれましては、遅れての御到着と御連絡をいただいております。

それでは鮫島会長、議事進行をよろしく願います。

○鮫島会長 委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、齋藤農林水産大臣にご出席いただく予定となっておりますが、公務の都合上、会議の途中でお越しになられると伺っております。御到着次第、齋藤大臣から御挨拶をいただく予定としております。

それでは、初めに沖林野庁長官から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○沖林野庁長官 皆様、御苦労さまでございます。林政審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろから、大変世話になっております。また、お忙しい中、本会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の審議会では、森林・林業基本法に基づき、政府が毎年国会に提出しております森林・林業白書に関する諮問、また、全国森林計画の策定について諮問させていただきます。

このうち森林・林業白書でございますけれども、これまで施策部会で土屋部会長のもと御議論をいただいていたものでございます。後ほど土屋部会長から施策部会での議論の経過をご報告いただき、その後、事務方から説明させていただきますが、今回の白書ではトピックスといたしまして、昨年末の税制改正大綱で創設が明記されました森林環境税（仮称）を取り上げております。また、特集といたしまして、現在国会で御審議いただいております新たな森林管理システムにつきまして御説明させていただきたいと思っております。

これらの課題につきましては、森林・林業に大きな影響を与えるものでございます。国民の

関心も高くなっておりまして、我が国の森林・林業・木材産業の現状や課題を国民の皆様におわかりやすく伝えていくことが大変重要な使命であると思っております。こうした新しい動きについても、的確に今回の白書では記述していきたいと考えております。そうした観点からも、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

○鮫島会長 御丁寧な御挨拶をいただき、ありがとうございます。

それでは、本日は、諮問事項が2件ございまして、平成30年度森林及び林業施策（案）について及び全国森林計画の策定についてでございます。このほか、森林経営管理法案等の概要、国有林における民間活力の導入、松くい虫被害対策についての御説明を事務局よりいただくことになっております。

初めに、農林水産大臣からの諮問を受けたいと存じております。

なお、2件の諮問文につきましては、お手元に配付してございますので、御確認をよろしくお願ひいたします。

それでは、農林水産大臣からの諮問文を林野庁長官に代読していただきたいと存じます。

○沖林野庁長官（諮問文読み上げ）

林政審議会会長 鮫島正浩殿。

農林水産大臣 齋藤健。

「平成30年度森林及び林業施策」（案）について（諮問）。

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条第3項の規定に基づき、別添の「平成30年度森林及び林業施策」（案）について、貴審議会の意見を求める。

もう一点ございます。

林政審議会会長 鮫島正浩殿。

農林水産大臣 齋藤健。

全国森林計画の策定について（諮問）。

森林法（昭和26年法律第249号）第4条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願ひいたします。

（沖林野庁長官から鮫島会長へ諮問文を手交）

○鮫島会長 謹んで審議をさせていただきます。

それでは、ただいまの諮問に従いまして、これから審議をさせていただきますが、最初に、

それに先立ちまして、本日は、現在国会に提出されております森林経営管理法案等の概要について、まず事務局から御説明をいただき、その後に、ただいま諮問を受けた件につきまして、平成29年度森林及び林業の動向（案）について、これは施策部会でこれまで検討いただいております。さらに平成30年度森林及び林業の施策（案）について、そして全国森林計画の策定について審議を進めていきたいと思っております。また、その後に、2件、事務局から御説明をいただくことになっております。

本日は、17時ごろには閉会できるように、進行の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、森林経営管理法案等の概要について、こちらを事務局から御説明いただき、その後、質疑応答をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○山口企画課長 林野庁企画課長の山口でございます。

それでは、森林経営管理法案及び独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（案）につきまして、概要を御説明させていただきたいと思っております。

お手元の林野庁関係提出法案の概要という資料、右肩に資料4と書いてあるかと思っております。あと、実際のこの2法の条文につきましては、こちらにいわゆる合本といわれる、森林経営管理法案関係資料と、農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案の関係資料というのがお手元にあるかと思っております。条文のほうは、概要のほうで御説明させていただきたいと思っております。

それでは、この提出法案の概要のほうを1枚おめくりさせていただきたいと思っております。

森林経営管理法案につきましては、新たな森林管理システムの御説明ということで、今年の10月16日の林政審議会場で、さわりの部分の御説明をさせていただいたところであります。そのときにも、この1ページ目、2ページ目などの資料については御説明させていただいておりますが、これはもう先生方、御承知のとおりでございますが、まず、我が国の国土の3分の2が森林で、人工林が大体1,000万ヘクタールほどございます。この中の、今35%が11歳級以上の人工林となっております、これが平成32年、これは実際には平成32年という年はないわけでございますが、そのころには約5割まで達することが見込まれております。

ただ、一方で、この主伐期の人工林、成長していくわけなのですが、その成長量に比べて、現在4割程度ぐらいしか原木として供給されていないという状況でございます。これからの山村の振興、地方創生の観点から言えば、この森林資源を上手に使っていくということが重要な課題になっているわけでございます。

ただ、一方で林業の現状を見ますと、9割方の方々が所有面積10ヘクタール未満の零細な所有構造ということになっておりまして、そういう中で8割ぐらいの森林所有者の方々、なか

なか経営規模拡大といったような意欲を持ってない状況にある。そういう中で、その意欲が、拡大志向のない方々の7割ぐらいが主伐の意向もないというような状況でございます。

一方で、素材生産業者を初めとする林業、実際に木を伐って活動されている方々につきましては、7割の方々が規模拡大の意向があるわけでございますが、そのうちの4割の方々が事業地の確保が困難だと。当然我が国の林業を考える上で、例えばオーストリアなどに比べて路網密度が低いとか、そういう問題はあるわけでございますが、事業者の方々にしてみれば、それ以上に事業地の確保をどうやっていくのかというところが現実的な課題になっている。

あと、3ページ目をご覧くださいいただければと思いますが、森林における所有者不明の土地問題でございます。所有者不明の土地問題につきましては、政府全般的な課題として取り上げられているところですし、例えば根本的な解決方策などにつきましては、法務省を中心に、例えば地籍をどうするとか、登記の話はどうするとか、そういう検討が全体としては進められていくわけですが、ただ、現実に関今ある所有者不明の土地問題をどう解決するのかということも重要な課題になっているわけでございます。

そういう中で森林のほうを見ますと、例えば地籍調査で、登記簿上名義人の住所に郵送で通知をしてみて、この通知が届かなかった方々の割合が4分の1に及んでいるというような状況でございます。ほかの宅地とか農地に比べても不明の割合が高いような状況になっているわけでございます。これからの森林の適正な管理というのを考えた場合に、この森林所有者の土地問題というもの、不明者の土地問題というものをどういうふうに解決していくかというのも重要な課題になっているわけでございます。

こういう中で、この4ページの資料をご覧くださいいただければと思います。

我々の問題意識、問題設定としては、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者との間のミスマッチ、一方では主伐の意向が余りわからない方々がいらっしゃる中で、主伐というか、資源を利用しようという形で考えている方々が事業地の確保ができないというような課題を抱えている。こういうミスマッチをどうやって解消しようかということで、それを解決するための方策として、意欲と能力のある林業経営者に森林経営を委託するような新たな森林管理システムを構築したい。これによって森林の管理経営の集積・集約化を推進したいと、ここまで10月の段階でも御説明をさせていただいていたかというふうに思います。

それで、法律の中身というわけでございます。この5ページの表も、御説明をさせていただいた表と形はほぼほぼ似ているわけでございますが、論点としては大きく3つございます。

1つ目は、森林所有者に適切な森林管理を促すために、森林管理の責務を明確化する。具体

的には、森林の適時の伐採・造林・保育をきちんとやってもらうということを法律の中で明確にしていく。

2番目に、なかなかそういう責務が自ら果たすことができない、難しい、森林管理が実行できないような場合に、市町村が森林管理の委託を受けて意欲と能力のある林業経営者に再委託する。経営管理権の設定という形で、森林所有者の委託を受けて伐採を実施するために、経営管理権というのを市町村に設定していただく。市町村は、その森林を、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託をしていく。これが経営管理実施権という形で、市町村の委託を受けて伐採等を実施するため林業経営者に設定される権利、これが経営管理実施権になるわけですが、これを市町村のほうから意欲と能力のある林業経営者のほうに設定をしていく。そういう経済的に照らして意欲と能力のある方々でも、経済的にはなかなか難しいというところについては、市町村によって公的管理を実施していただく、市町村による間伐等を実施するという形でございまして、ここに今、昨年の税制改正大綱の中で位置づけられました、仮称でございますが、いわゆる森林環境税、譲与税の一部を措置していただくというようなことを考えていきたいというふうに考えているわけでございます。

それで、この意欲と能力のある林業経営者、どういうふうに生み出していくのかということでございますが、市町村が、この経営管理実施権の設定を希望する林業経営者を募集いたしまして、その募集を受けた中から、一定のきちんとした資力を持っていて、再造林の意欲があつてとか、そういうような方々をリスト化して公表する。この公表した中から市町村がマッチングをして、森林を任せていくところを設定して計画をつくって配分していくというようなスキームを考えているところでございます。

こうした方々を支援するための措置として、後でも出てきますが、農林漁業信用基金による経営改善発達のための助言などを行ったり、あとは制度資金の貸し付けを行ったりというような形で支援を行います。これは金融上の支援でございますが、それに加えて国有林野における受託機会の増大への配慮というようなことも法律上位置づけていきたいというふうに考えておるところでございます。

ここの5ページの経営管理実施権の設定の下に、所有者不明森林における経営管理権の設定に当たっての特例ということがございますが、これが6ページのほうから説明がございまして、経営管理権集積計画、この経営管理権を市町村に集めてくるためにつくられる計画でございますが、原則は、この経営管理権というのは、この土地に絡んだ全員の同意が必要だという形で整理をしております。実際にその権利を設定する際には、経営管理が、要は例えば間伐が長期

間行われていないような、そういう適切に行われていない森林を市町村が特定をいたしまして、その森林所有者に、あなた方の森林はどうするんですか、どうしていくお気持ちですかというようなことを意向調査して、なかなか管理が難しいのでという方々については、計画を策定して、同意を聴取しながら市町村のほうに経営管理権を設定していくという形になります。

主伐が絡むような場合は長期間になると思いますので、例えば50年とか60年とか、そういうような計画というか、権利設定の期間になるわけですが、間伐などを中心とする場合には、そこまで長くならず、20年とか30年とか、そういうケースもあろうかと思います。基本的には全員同意なので、その同意に基づいて計画というか、権利設定される期間を決めていくという形になるわけですが、例えば所有者不明の方々がいらっしやって、わかっている方々は、もう市町村に権利を設定したいけれども、わかっている方々がいる場合、これは、市町村にそういう方々がどこにいるのか探索をお願いして、登記簿などで探してみてもわからないような場合に公告をして、6カ月たって意見が出てこなければ同意とみなして権利を設定する。ただ、この場合には、計画上、経営管理権が存続する期間を50年以内という形にした上で、例えば後でわかったような場合にも、自分でやりたいという方々が出てきた場合に取り消しを含めた対応をするというようなことが条文上整理されているところがございます。

こうした並びで、所有者の不同意の森林の特例と、所有者が全くわからない不明の森林の特例という形で、この2つは、都道府県知事の裁定に絡ませた上で、同意があったものとみなして権利を設定するというような形になっております。

この形につきましては、7ページ以降にありますけれども、今回、農地の制度でも、農地中間管理機構のほうに、例えば共有者が不明な土地を集積していく、あるいはわかっている所有者が不同意、例えばみんな任せたいのに、何もしていない方が「俺は任せたくない」とか言っているような場合とか、そういうようなケースについても裁定に絡ませて権利が設定できるようにということをしているわけですが、その農地のスキームに準じて、森林のほうもそういう手続の簡素化規定を設けることとしております。

最後に、9ページから、もう一方のほうの農林漁業信用基金法の一部改正の内容について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、農林漁業信用基金といっても、どのような機関なのかというのが余り有名ではないとか、わからない委員の方々も多いと思いますので、まずこの機関が何かということですが、農林漁業者というのは一般的に、自然条件に左右されたり、資本が過小であったりするので信

用力というのがないわけなのですけれども、信用力を補完して金融アクセスをよくする、経営に必要な資金を銀行などから容易に融通してもらえるようにするために、農林漁業信用基金というところが民間金融機関に、いざというときにお金を借りた人に代わってお金を返してあげます、代位弁済しますというようなことをやってくれる機関であります。これをやるに当たって、例えば林業者とか木材製造業者から出資金をもらいまして、そのもらった方々については、銀行から融資を受けた際に、償還ができなくなった際にかわりに農林漁業信用基金のほうがお金を返してあげるという形のスキームになります。

保証残高、いわゆるこういう借入れ、代位弁済をしてもらえるような契約になっているような借入れの金額が、今368億ある。大体1件当たり2,000万円の規模でございますということでございます。

こういうことを農林漁業信用基金はやっているわけでございますが、農林漁業信用基金、こういう取引を通じて、林業者、あるいは木材製造業者の金融の状況、あるいは規模拡大についてのノウハウ、こういうことを長年蓄えてきております。そういう農林漁業信用基金の経営ノウハウを、これから地域の森林の管理を担う意欲と能力のある林業経営者のほうにサポートしていただいて、当然地域の森林を預かるわけなので、長期間、安定的に管理をしていただかなければいけないわけですから、そういう意味で金融サポートをこういう林業経営者にさせていただくような、そういう助言機能を、新たにこの信用基金のほうに付加したいというふうに考えております。

そのほか、債務保証の拡大ということで、これは実は中小企業のほうでも同様に債務保証をするような中小企業保証協会というところがあるのですが、そこはもう中小企業の規模の定義が上がってしまっていて、3億円以下の企業であれば、そういう債務保証が行えるようになっているんですが、残念ながら農業のほう、特に林業のほう、1,000万以下の資本金の企業しかそういうことができないという形になってしまっていて、昔はよかったんですけども、今は木材製造業者でいうと3割ぐらいしかカバーできないような状況になっていますので、そういうことをやめる。それを3億まで引き上げることで中小企業並びにしたいというのが1点と、あともう一点は、林業信用保証業務に関する出資者の持ち出しということで、先ほど申し上げたとおり、この債務保証を受けるためには出資をしなければいけないわけなのですが、今の仕組みだと、お金を払い終わっても、例えば金融機関から借りたお金を償還し終わっても、この出資金が戻らないような形になっておりますので、そのところを戻してあげるような形の取り扱いにしたいというふうに考えております。そういうような中身の法案を現在国会に提出して、今、

衆議院のほうで御議論をいただいているところであります。

この2法、いわゆる新たな森林管理システムの中核をなす法案になるわけですが、今回の白書においては、こういう2法を初めとする新たな中間管理システムの必要性、意義などについて取り上げておりますので、この白書を御議論いただく前提として、まずはこの法案の説明をさせていただいたという次第でございます。何とぞよろしく願いいたします。

○鮫島会長 説明をいただきまして、どうもありがとうございます。

今御説明のとおり、この森林経営管理法案というのは全く新しい法律でございまして、今まで林野庁の方々が取り組んでこられた施策をさらに推進する、非常にこれは重要な法律ではないかなというふうに思っている次第でございます。

また、さらに森林経営管理に関する市町村の役割というのが非常にまた大きくなってくると、そういうことでもあります。大変これは重要な法律であるかと思いますが、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問等をお伺いしたいと思っております。どなたからでも結構です。

土屋委員がもう既に手を挙げられていますが、よろしく願いします。

○土屋委員 中身に入る前に少し、新たな森林管理システムと林政審議会のかかわりについて、意見と御質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど長官のほうからも御説明がありましたように、林政審議会では、昨年10月16日に、これについて御説明をいただいて質疑応答しております。ただし、御承知のとおり10月16日というのは、まだ森林環境税自体も、その後かなり内容が変わりましたし、それから、新たな森林管理システムについても、森林経営管理法については、まだ茫漠としていた部分があった、その時期であります。私もそこに参加していたわけですが、たしか1時間半だったと思うんですが、決して十分な議論がされたというふうには私自身は認識していませんでした。当然これから先も、またさまざまな機会に意見交換の場があるんだろうというふうに考えていたんですが、実は結果としては、林政審の本審の場では、その後、議論がされたことがありませんでした。そのほかの場ではさまざま、年を越してから、例えば我々の林業経済学会でも、わざわざ担当の職員の方に来ていただいて我々の学会員との議論もしておりますし、鮫島会長も関係されている木材学会関係でもさまざまな議論の場がつけられたと聞いております。そういう場は当然あるわけですが、この林政審議会というのは、もう釈迦に説法になるわけですが、森林・林業基本法に基づいて森林・林業全般について審議する場としてあるわけです。狭義に解釈すれば、実はこの法律については、もしくは新たな森林管理システムについて審議しなくてもいい

いことになっているわけですが、ただ、やはりこの審議会のメンバーを見ると、言ってしまえば国民をある程度代表するさまざまな分野の方々が参加されているわけです。国会がもちろん国民の代表が審議する場としてあるわけですが、その前に審議会としても何らかの形で、もう少し詳しい議論というのが私はされるべきだったとっております。これは意見です。

それにちょっと関連するのですが、私は、この政策はどう評価するかは別にして、非常に大きな政策転換、政策変更であり、森林・林業に与える、もしくは山村に与える影響が大きいと思うんですね。それで、今回ちょうど定期で全国森林計画の変更がありますが、果たして、森林・林業基本計画の変更は必要ないのか、それは考えておられないのか。今の時点ではまだ法律ができていないので、ちょっと時期尚早だと思いますが、その後に変更は必要ないのかということについて、ちょっと御意見をお伺いしたいと思います。

以上です。

○鮫島会長 何件か取りまとめてからというふうに最初は思っていたんですが、これは非常に重要な御質問なので、まずこれについてお答えいただきたいと思います。

○山口企画課長 土屋先生には日ごろから大変お世話になっております。

それで、先生がおっしゃるとおり、林政審の委員の皆様、国民各層を代表される方々ですし、そういう方々に議論をしていただくということが、我々としてもとても大切だと思っておりますので、こうして会議を法令という形で位置づけた上で、皆様にお集まりいただいて御意見をいただいているところでございます。そういう意味で、この法案につきましてもなるべく丁寧な意見交換ができればよかったかなというふうには、担当課長としては思っております。

ちょっと言いわけがましくなりますけれども、思い起こせば、去年の10月は選挙があったりして、その後、選挙が終わった後の国会のいろいろな税制とかの枠組みと制定の部分が若干日程的にタイトになったということもあって、先生がかかわられていた総務省の検討会も、ものすごくちょっと変則的な会合になって、本当は、ああいうところのスケジュールがもし平仄が合ってくれば、10月のところの意見交換の中身ももうちょっと豊かなものになったのかなと、そういう意味でも残念なところはあるわけですが、いずれにしても、先生のおっしゃられている趣旨は私自身重く受けとめなければいけないというふうに思っておりますので、今回、デュープロセスとしてどうかというのはちょっと抜きにして、委員の先生方から貴重な意見をなるべくいただく機会をどうやって設けるかという意味で、今後の教訓にさせていただければというふうに思っております。

あともう一点、基本計画との絡みでございますが、基本計画につきましては、森林の適正な

管理と林業の持続的な発展という、この大きな中身自身に今回の法律というのは沿ったものだと我々としては思っております。実際に目標というか、例えば今の単層林とか複層林をどうやって誘導していくのかという、あの方向性のもとに、それを実現するための手段として我々は今回の法案を位置づけておりますので、そういう意味では、今回の基本計画、今、現行、先生方に御議論いただいて昨年5月に決めていただいた基本計画に沿って、それを達成するために資するように、この今回の法案も整理しているつもりでございます。そういう意味では、基本計画を今現在変える必要はないんじゃないかなというふうに担当課長としては思っております。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。

私も、基本計画を取りまとめるときに一緒にやらせていただいた一人なのですが、基本計画の改正に従って、やはり法改正がずっとついてくるのですね。それで、今回の前にも森林法の一部改正もしていますし、いろいろ手を打っていて、今回はさらにそれに踏み込んだということで、私は、基本計画の中に書かれている趣旨をさらに大きく一步前に進めるための法律ではないかなと思って、基本計画の趣旨は十分に生きているのではないかなというふうに思っています。

ほかに何か御質問はございませんでしょうか。

吉川委員、よろしく申し上げます。

○吉川委員 林経協の吉川でございます。

1点だけ、ちょっとお伺いをしたいのですが、経営管理権集積計画ということについてでございます。その中でも所有者不同意森林の特例の部分です。いわゆる現場から、この法案を現場のほうの方々に説明をいたしますと、これ、経営管理が適切に行われたような森林というのは一体何を指すんだと、具体的な例がまずわからないよねと。それから、例えば何かの基準が1つ出ますと、その基準に沿わない形で自分は森林の経営をしたいと。そうすると、これはいわゆる適切に管理が行われていない森林に指定されてしまうんじゃないか。そうなってくると、勧告、裁定という形で強制的に、逆に言うと経営管理権をつけられてしまうんじゃないかと、こういう恐怖感を逆に現場の方々が持っていらっしゃる。

現実には、要するに戦中戦後を過ごされた方々で、収容されたり、そういう経験をお持ちの方々なんかは、この法案によって同じようなことが現実には起こると思いませんけれども、可能になるのじゃないかというところが、現場のほうでは、この法案について、その辺のところもう少し明確にわからないだろうかというような意見がかなり出ておりました。

それで、私どもの立場からすれば、今まで所有者不明森林のために集約ができない、道がつ

けられない、そういった現状が現実にあるわけですから、非常にありがたい法律だとは思っているんです。この法律のおかげで、とりあえずそういうものに手がつくようになってきたよねと。ただ、今、実際の所有者の方々からは、そういう恐怖感があるというような意見もあるわけです。その辺について、逆にもう少し丁寧な説明をしていただけないものだろうか、というふうに思っております。

○鮫島会長 現場の御懸念のことなのですが、よろしくをお願いします。

○山口企画課長 結論から言うと、私どもも、なるべく現場の方々との丁寧なディスカッションを今後とも重ねていかなければいけないと考えておりますし、そういう意味では、本日いただいた吉川さんの御意見もきちんと受けとめて、改めて丁寧な対応を現場において心がけていきたいというふうに思っています。

なお、そういう意味では、もう吉川委員はおわかりの上で発言いただいていると思うのですが、これ、あくまでも自然的、経済的、社会的な条件に応じた適切な管理とか経営、または管理が持続的に行われていないというところの経営管理が行われていないという形になるわけですので、当然国が一律で何か基準を決めて、例えば木を3,000本植えなければいけないとか、そういうことを決めて何かやろうとか、そういうことではありません。やっぱり現場、現場でいろいろな状況の違いもあれば、当然経営の判断もあって管理が行われている、経営が行われているということでもありますので、それを踏まえた上で、やっぱり全然間伐をしていないとか、そういうようなケースをどういうふうにしていくのか。いわゆる国民の皆様が、山が荒れているというような状況を不安視されている中で、そういうずっとほったらかしになっているような山をどうしたらいいのだろうかという、そういう観点でこの法律もあれば森林環境税もあるんだと思っていますので、そういう意味では、一方でそういう誤解があるということであれば、そういう誤解がないように丁寧に説明をしてまいりたいというふうに思っております。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

この法案、実は今、皆様御存じのとおり国会で審議中ということで、まさにいろいろと議論を尽くしていただきたいなというふうに思っているわけでございます。それから、本日の審議会におきましては、これから先ほどいただきました諮問について、いろいろ御質問、御意見をいただきたいと思いますが、この白書の特集章が、まさにこの部分に当たるわけなので、またその白書に関する議論の中でも、お気づきのことがありましたら御意見をいただきたいと思っています。

まず、森林経営管理法案等の概要についての御質疑は以上とさせていただきます、それでは、

次に、先ほど諮問いただきました平成29年度森林及び林業の動向（案）及び平成30年度森林及び林業施策（案）について、こちらに入りたいと思いますが、まず土屋施策部会長から、昨年8月以降の検討された経過の報告をいただきたいと思います。

なお、平成30年度森林及び林業施策（案）につきましては、本日、答申まで持っていきたいと思っておりますので、委員の皆様には御協力をいただきたいようお願い申し上げます。

それでは、土屋部会長、よろしくお願ひいたします。

○土屋委員 それでは、施策部会長の土屋です。

平成29年度森林及び林業の動向（案）につきましての検討結果について御報告いたします。

これまで施策部会を計3回開催して、この問題については議論いたしました。その結果について御報告します。

第1回の施策部会は平成29年、昨年8月29日に開催されております。第1回施策部会では、事務局から平成29年度森林・林業白書の作成方針について説明が行われました。特にこの場合は特集章が問題になるわけですが、特集章のテーマについては、先ほど来御説明がありますように、新たな森林管理システムの構築とすることが提案されました。また、第Ⅱ章以降のいわゆる通常章については、「森林の整備・保全」、「林業と山村」、「木材産業と木材利用」、「国有林野の管理経営」、「東日本大震災からの復興」の各章について記述することが提案されました。

審議の結果、委員からは、「森林所有者の不在村化が進行し、所有者は手放したいと思っているが、地域としては経済林として管理したいと思っている森林が生じている。こうした森林・林業の状況について分析して特集章に盛り込んでもらいたい」という意見や、「特集章では、森林・林業の再生に向けたこれまでの取組の成果を分析した上で、今後の方向性を記述してもらいたい」などの意見が出されました。

それから、第2回施策部会では、平成29年12月19日に開催されておりますが、事務局から、第1部、森林及び林業の動向の構成や、各章の主な記述事項の案、いわゆる箇条書きになったものの案が示されました。

説明を踏まえて委員からは、「冒頭で紹介するトピックスについて、森林環境税（仮称）については、政策上の目的はしっかりとしているものと考えている。国民全体で負担することへの理解のために税の意義や仕組みを丁寧に記載することが必要」などの意見が出されました。また、特集章については、「新たな森林管理システムについては、川上から川下の取組までしっかりと紹介してほしい。特に同システムを導入する理由については特集章の出だしで丁寧に

記述してほしい」という意見や、「森林管理は本来、天然林も含めた概念であるので、天然林についてももちろん適切な管理は行っていくが、今回の新たな森林管理システムにおける森林管理の対象は人工林であることを特集章の出だしでわかりやすく示す必要がある」などの意見が出されました。

それから、Ⅱ章以下の通常章については、「森林被害対策について、被害面積の推移をグラフで示すのはわかりやすい。シカ等の個体数の減少やジビエの活用などについても触れてもらいたい」という意見や、「振興山村の人口は確かに減少しているのだが、一部の自治体では社会増となっている例もある。過疎化、高齢化意外の動きがあることも記述してもらいたい」という意見、「木材利用の推進について、内装材のみならず外構材の例や、商工会議所や病院などの幅広い建築事例の紹介をしてもらいたい」などの意見も出されております。

最後の第3回の部会ですが、これは平成30年3月8日に開催されております。事務局が作成した平成29年度森林及び林業の動向の原案、今日お配りしているものの前のものですが審議いたしました。

委員からは、特集である第Ⅰ章については、「特集である第Ⅰ章は、新たな森林管理システムの構築という大きな施策について国民の理解を深めるために非常に重要なツールである」という意見や、「オーストリアとの比較を通じて、我が国の問題点が非常にわかりやすく示されている」という意見、同じく「オーストリアにおけるフォレスターの役割や市町村の今後の対応などについては、できればさらに詳しく記述できないか」などの意見が出されました。

第Ⅱ章以降の通常章については、「森林環境税に関連して、これまでに37府県において森林の整備等を目的とした住民税の超過課税」いわゆる森林環境税ですが「の取組を行っていることについても紹介するべきではないか」という御意見や、第Ⅳ章の木材加工・流通の概観の中に直送の数値が入り、直送の状況を示すことができるようになったことはよかった」などの意見が出されました。

このように、今回の特集章については、先ほど長官のほうからも御説明があったところですが、新しい政策について、前もって特集として、その背景や問題、課題について国民に広く御説明するという形をとっております。これまでにない形をとっております。この点については今回の特徴として特記すべきことだと考えております。

これらの議論を踏まえまして、本文の記述の取りまとめと今回の林政審議会への報告については、部会長の私に一任されております。そこで、施策部会長としましては、事務局作成の案は委員間の意見を適切に反映しており、適当であると考えますので、御報告いたします。

続きまして、平成29年度森林及び林業施策（案）、講じた施策と一般には言われておりますが、続けて平成30年度森林及び林業施策（案）、いわゆる講じようとする施策につきまして、施策部会における審議の過程について説明いたします。

講じようとする施策、平成30年度森林及び林業施策（案）については、森林・林業基本法の規定に基づき政府が毎年森林・林業の動向を考慮して、予定されている予算措置、立法措置などを取りまとめるものです。昨年8月29日に開会された第1回施策部会では、事務局から森林・林業基本計画を踏まえた項目立てとすることについて説明が行われております。そして、1回飛ばしまして、本年3月8日に開催された第3回部会では、事務局から、平成30年度森林及び林業施策の原案について、平成30年度林野庁関係予算に盛り込まれた施策を中心に記述したとの説明がありました。

これまでの議論を踏まえた本文の取りまとめと林政審議会への報告については、私、部会長に一任されております。

また、平成29年度森林及び林業施策（案）、講じた施策についても、先ほどのいわゆる白書部分と一緒に検討しております。施策部会としましては、事務局が作成の案は施策部会での審議を踏まえた内容となっており適当であると考えますので、御報告いたします。

以上です。

○鮫島会長 御報告どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、企画課長から平成29年度森林及び林業の動向（案）について御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○山口企画課長 それでは、続きまして白書のほうの説明をさせていただきたいと思っております。

使う資料は、この緑の1という資料が本体になるわけですが、大部に及びますので、申しわけありませんが、この2という、こちらの概要のほうで全体を説明させていただければというふうに考えております。

それでは、お開きいただければと思っております。

目次をごらんいただくと、トピックス、I章、II章、III章、IV章、V章、VI章という形になっておりまして、その後30年度の森林及び林業施策という形になっております。トピックスは、その年度において特徴的な出来事を毎年5つほど選んで記載するというのが通例になっておりまして、今年もそういう形にさせていただいております。

先ほども土屋部会長からお話もありましたが、第I章につきましては「新たな森林管理システムの構築」ということで、現在、林野庁として検討を進めております新たな森林管理システ

ム、今後も森林・林業施策において相当大きなウエートを占めていくであろう、この施策につきまして、丁寧に国民の皆様に御理解を求めるという意味で、この白書というツールも使いまして丁寧に対応していきたいということで、特集章のテーマとさせていただいております。

Ⅱ章以下が通常章と言われる部分でございまして、森林整備、林業・山村、木材産業・木材利用、国有林、東日本大震災と、この項目は、毎年昨年と同様の項目立てという形になっております。

1 ページを開いてごらんいただければと思います。トピックスになります。5点ほどございます。

まず1点目は、何といたっても森林環境税の創設でございます。森林環境税につきましては、もう長年来、林野庁でいうと平成16年から税制要望という形で出させていただいておりますが、昨年の税制改正大綱、政府の大綱において、31年度税制改正において創設するということが政府として決定されたところでございます。これまでの多くの関係者の皆様の御尽力に改めて感謝を申し上げたいと思いますが、やはり林業界にとって大きなエポックメイキングになりました、この話題について、まずイの一番に記載したいというふうを考えております。

2番目が日EU・EPA交渉の結果ということでございまして、昨年の17年12月に交渉妥結ということでございます。こちらについても交渉結果の概要及び大綱に基づいて、関連対策の中身について御説明をさせていただきたいと思っております。

3点目、「地域内エコシステム」ということで、これは農水省と経産省と、両大臣の合意に基づいて、地域における木質バイオマスの利用促進という観点から検討を加えて、地域内エコシステムという新しい考え方のもとで両省が政策を組み立てていくということになっておりますので、その中身を御紹介させていただきたいと思っております。

4点目、「日本美しい森 お薦め国有林」の選定ということでございまして、こちらは当然観光庁や環境省と連携しながら、現下非常に大切な観光施策、観光資源としての潜在的魅力を持っております「レクリエーションの森」を「日本美しい森 お薦め国有林」として93カ所選定をいたしました。こちらのほうの紹介をさせていただきたいと思っております。

5点目、明治150年～森林・林業の軌跡～ということで、ちょうど今年、2018年が明治元年から起算して150年ということになりますので、政府全体として明治150年での施策の紹介というのを取り組んでおります。例えば農業白書でいうと、明治期、非常に日本の産業発展を支えた生糸の話を書き載せていたりするわけですが、林業のほうは森林法、あるいは国有林野の形成から始まった森林・林業の制度の成り立ちですとか、森林・林業の我が国にもたらし

たさまざまな貢献等について紹介をしたいというふうに考えております。

それでは、3ページからごらんいただければと思いますが、「新たな森林管理システムの構築」ということで、第I章でございます。今回、森林管理法などによって新たな経営管理システムを構築していこうということを林野庁として進めていきたいということでございますが、その必要性とか背景にある考え方につきまして、例えばヨーロッパの林業国でありますオーストリアとの比較などを通じて、施策の必要性を御理解いただけるように記述していきたいというふうに考えております。

まず、森林の多面的な機能の発揮に向けた望ましい姿ということで、森林の多面的機能を持続的に発展させていくために我が国の森林をどういうふうに管理していくのかという大きな方向性を、この(1)のほうで書かせていただいております。この(1)で書かせていただいた上で、(2)のほうで、今、現下、我が国の人工林の充実、あと、資源をいよいよ循環的に利用していくような時期になっているんだということを書かせていただいております。

その上で4ページのほう、(3)で構造的な問題。先ほど法案の説明の際に申し上げました、森林所有者と林業経営者の拡大志向のミスマッチの問題ですとか、あるいは路網整備の問題なども記載しておりますが、それに加えて、オーストリアとの比較で、オーストリア、ヨーロッパの中でも森林所有の規模は小さいながらも、輸出や木材産業の発展という意味では集約化を進めて大変成功している事例でございますので、そういうような事例と日本のあり方というのを比較して検討しております。

5ページ、6ページでございます。

オーストリアでは路網の整備ですとか高性能林業機械の導入が進んでいること、山元に還元される立木価格が日本のほうではかなり低い水準になっているというようなことを御説明させていただきます。

6ページのほうに入りますと、新たな森林管理システムの方向性ということで、森林資源の適切な管理、あと、先ほどもちょっとご覧いただいた、これは法文の用語にはなっていませんけれども、こういう市町村に経営管理権限を集約していくような仕組みが大切なんじゃないかというようなこと、あと、7ページのほうに入りますと、意欲と能力のある林業経営者、とりわけ主伐後の再造林をして、しっかりと循環型の利用をしていただけるような方々を今後の施策の中心として位置づけて、しっかりサポートしていかなければいけないというようなことを記載させていただきます。

その上で、この(ウ)のほうは、自然的な条件などによって、なかなか経済的なベースで森

林管理を行うことが困難な森林について、公的管理により適切な施業が実施されるようにしていかなければいけないと、そういう考え方のもとで環境税の創設がされているんですよという御説明をさせていただくの、あとは、奥地の森林、あるいは里山林についてもきちんとした管理が必要だということも書かせていただいております。

(3) のほうになります。森林の経営管理を集積していく上での条件整備ということで、先ほども法律の中で申し上げた所有者不明森林への対応と、これまでも森林法などで施策的には対応してきたわけなんです。今回、経営管理権を集積するというスキームの中で、より手続が簡素な形で、森林の経営管理が円滑に進むような仕組みを入れていきたいというようなことを書いております。それに加えて、所有者不明の森林への対応、路網整備の問題、あとは市町村の体制整備ということで市町村に新しい事務が発生します。そういう新たな事務をしっかりサポートするために、フォレスター等の技術者の地域林政アドバイザーとしての活用ですか、あるいは地方公共団体の協働での連携した取組、こういうことが重要になってくるのだということを説明しております。

9ページ、10ページでございます。

当然、新たな管理システムの構築をしていくのは、山元に所得を還元して、森林がより適正に管理できるようにする、これを一体的に進めるという観点で、この新たな管理システムを構築していくわけですが、それを円滑に機能させるためにも、木材の生産・流通のところをより連携した形にしていかなければいけないというふうに考えております。そういう観点で、マーケットインの発想によるサプライチェーンの再構築も含めた取組が必要であるとか、あるいは、やっぱり合板、木質バイオマスの需要と加えて、今後非住宅部門でA材需要の拡大を大切にしていかなければいけないんだということも強調して書かせていただいているところでございます。

これが第I章の主な概要でございます。

10ページ目からが通常章と言われるところになるわけでございます。

「森林の整備・保全」のところでございますが、11ページをごらんいただければと、基本的には、これは毎年の項目がありまして、そこにデータとかが更新されればデータを更新していくという形で編さんを毎年行っているわけですが、ただ、そうはいつでも、その時々できちんと強調しなければいけないことは強調していくという形で編集をしています。

そういう意味で言うと、11ページのところになるわけですが、去年の白書でも取り上げられていますけれども、例えば伐採・造林のコスト縮減の観点から、やはりコンテナ苗の生産拡

大、あるいはエリートツリー、早生樹の利用、こういったことが重要になってくるんだということ、去年の白書に引き続きまして丁寧に記載しております。あとは、治山対策ということで、昨年の九州北部豪雨における流木被害に対応して、治山対策の検討チームが中間取りまとめをまとめて、全国的に緊急に整備しなければいけないところを整備していくこととか、その発生メカニズムはどうだったのかということも丁寧に記載をしております。

あとは、森林被害という意味では、当然野生鳥獣害、あるいは松くい虫、こういう被害もございまして。ここについても被害の状況がわかる、できる限りの状況を整理して提供しているところがございます。

続きましてⅢ章、「林業と山村（中山間地域）」のところでございます。ここににつきまして、基本的には新しいデータ、統計数値をリバイスするような形で整理をしておりますが、その中でも、例えば17ページでいいますと山村の活性化という中で、中山間地域で、例えば振興山村、法に基づいて一生懸命山村振興に取り組もうとしているところの人口が増えているような事例もあるとか、そういう頑張っている山村がしっかり元気にやっているんだということ、データを含めて提供するとともに、あと、自伐林家の取組が地域の林業の担い手として特に注目されていて、活躍が期待されていることもあわせて書いていきたいというふうに思っています。

18ページ目からが「木材産業と木材利用」のところでございますが、何といたっても木材利用に関していえば、19ページのところでございます。我が国の木材輸出が非常に伸びているということでございます。19ページ目、ちょっと資料が小さくて、見えにくくて申しわけないんですが、28年が木材輸出額が238億だったのが、29年が326億という形で100億近く伸びております。こういうことをしっかり情報として書かせていただいた上で、例えば今後、中国の木構造設計規範の改定によって、さらに日中の輸出について期待が持てるとか、そういったことも含めて丁寧に記載をしていきたいというふうに考えております。

あと、木材産業の動向という面につきましては、21ページ、CLT、木質バイオマス、こういった新しい取組についてまとめて紹介するような形で、より丁寧に、こういう新しい取組が生まれていることを国民の皆様にも御理解を求めていきたいということと、あと、木材利用、21ページの下の方にあります。当然住宅も木材の利用という意味ではとても重要なわけでございますが、住宅だけじゃなくて、非住宅部門における木材利用も大切だということをしつかりと今回は書かせていただいております。

そういうことを訴える意味で、今日はちょっといらっしやいませませんが、丸川委員などからも、

写真でしっかり木造建築を訴えていったらいいのではないかとということも意見をいただきました。ツーバイフォーにおける商業ビルとか、こういう建物の木造の建築物の写真を昨年よりも1.5倍程度増やしました。ちょっとこちらの緑の本だと全体がわかるわけですが、残念ながら白黒なので、ちょっとわかりにくくて申しわけないんですけども、完成版ではしっかりと、そういう木造建築というのはこういうものがあるんだというのを広く国民の皆さんにわかっていただくような形にしていきたいというふうに考えております。

続きまして国有林の部、23ページからでございます。

国有林のほうも、林業の成長産業化に向けて、今回は新たな森林管理システムの中で、国有林のほうからも、例えば先ほどの受注の配慮とか、そういうような形で協力をしていくというような話ですとか、国有林における木材販売の方法について、長期・大ロットなど安定供給の観点から民間事業への提案募集を実施したというようなことにつきましても記載をさせていただいております。

最後、25ページ、26ページが「東日本大震災からの復興」ということであります。こちらのほうも、復旧状況、海岸林の整備などについて記述をし、26ページでは原子力災害からの復興について記載をしているところでございます。

27ページ、これが平成30年度の森林・林業施策の概要。これは30年予算などをベースに施策の概要を整理したところでございます。本日、皆様方から御意見をいただいた上で、5月の閣議決定に向けて準備を進めてまいりたいというふうに思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○鮫島会長 御説明いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、皆様の御意見、御質問等をお伺いしたいと思います。まずトピックスと特集章について御質問いただきたいと思います。

まずトピックスについて何か御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、よろしいですか。また何か思いつかれたら後からも受けませんが、そうしましたら、これは大変大事な第Ⅰ章、特集章でございますが「新たな森林管理システムの構築」。これにつきまして、先ほどの法案とももちろん関係がございますが、御意見、御質疑、御質問等ございましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。

どなたからでも結構ですけれども、私、感想を一言言わせていただくと、これ、やはりよく時宜を捉えてきっちりをつくっていただいて、大変良いまとまりではないかと思います。それで、先ほどもちょっと質問しようと思ったのですけれども、この法律にしてもそうですし、や

はり今やろうとしていることは、非常に私は良いと思っているのですが、実際執行していくに当たって、やはり市町村の責任、位置づけというのは非常に大きくなるので、実際これを執行していく段階になると、相当いろいろ考えなければならないことがあるかなと思うのですが、その辺についてはどうなのか。この書き込み等から、やはりその辺に対する手当てとか、そういうことについて、何か事務局のほうから御説明をいただきたいと思いますが。

○山口企画課長 それでは、緑の本の33ページのほうをお開きいただければというふうに思います。

今、会長がおっしゃられたところは、33ページの左側の市町村の体制整備というところに該当するかというふうに思っております。今回、新たな森林管理システムのもとでは、我々としても市町村がキーパーソンというか、市町村がまさに意欲と能力のある林業経営者に森林管理を委ねる、あるいはみずから管理するといった事務を行うようになるわけですが、一方で、なかなか1,000ヘクタール以上も私有林があるような市町村であっても、林務専門の職員が0から1名程度の市町村が4割を占めるというようなことで、施策を展開する上で体制が十分なのかというような御指摘を多くいただいているところでございます。

当然環境税が入ってきて、譲与税が入ってきますので、そういう意味では施策のプライオリティーというのは恐らく上がってくると思っておりますので、そういう観点で言うと、今まで例えば0から1だったところも、環境税をいただくのであればしっかりやっていかなければいけないというような整理で、もう少し体制もしっかりしてくるのではないかなというふうにも思う一方で、我々としても、しっかり公的管理の事務を進めるための体制整備をしていかなければいけないということで、フォレスターなどの技術者が地域林政アドバイザーという形で入っていけるように総務省さんと一緒に特別交付税を措置したり、あるいは、そもそもこういう取組自身が近隣市町村と協議会を形成して協働で実施していくことも可能だ、あるいは、これは地方自治法でも可能になっているわけですが、あと、今回の法律の中では、都道府県がみずから発意して市町村の事務を代替執行できるような措置も講じております。こういうようなさまざまな段階の措置を講じることによって、なるべく市町村の事務が円滑に進むように我々もサポートしてまいりたいと思いますが、いずれにしても、先ほど吉川委員からもありましたけれども、現場でまずは丁寧に御説明した上で、どういうふうに進めたらいいのかというのをよくよく市町村の皆様とディスカッションしながら進めてまいりたい。そのためにも、来年の4月の施行に向けて、しっかり意見交換を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○鮫島会長 それでは、大臣がお見えになったようなので、ここで一旦議事の進行を休止させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、齋藤農林水産大臣がお見えになりましたので、御挨拶をいただきたいと思います。それでは、よろしくお願いたします。

○齋藤農林水産大臣 林政審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、本会議に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

去る3月6日に森林経営管理法案等が閣議決定をされました。これまでの間、鮫島会長を初め委員の皆様さまにさまざまな御意見をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

この法案では、森林所有者みずから経営管理できない森林のうち、経済ベースに乗る森林については市町村を介して意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、経済ベースに乗らない森林については市町村が公的に管理するという新たなシステムを導入することとしております。現在、同法案は国会で審議中ではありますが、委員の皆様には新たなシステムの導入により林業の成長産業化を実現していけるよう、引き続き御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、国内の森林・林業の現状を見ますと、皆様御案内のとおり、国産材の利用は近年着実に伸び、また、木材の輸出額が5年連続で増加するなど、木材自給率は過去30年で最も高い水準となっております。この流れをさらに加速化させるために、政府一丸となって国産材の新たな需要創出を進めているところでございます。

私は、昨年度、群馬県と宮崎県の林業現場を視察する機会をいただきました。群馬では高性能林業機械を用いた列状間伐やコンテナ苗などの新たな技術を、宮崎では環境に配慮した伐採作業に取り組む事業者の取組や、国内有数規模の製材・集成材工場における原木集荷や製材等の状況を拝見しましたが、これらを通じて、小さな苗木が何十年もかけて、かつて私どもの先輩が山に奥深くまで行って、こういう小さな苗を一つ一つ植えて、それが何十年もたって大きな木に成長して、それをまた遠いところを伐り出してきて、削って、磨いて、そしてようやく自分たちの目の前にあるのだなということを改めて実感をいたしまして、それ以来、木を見ると、よく頑張ってきたなと愛しさを感じるようになったところであります。

国民の皆様は木のすばらしさや林業の大切さを知ってもらうとともに、森林・林業の政策についてわかりやすく理解をしていただけるよう、委員の皆様には今後とも忌憚のない御意見、御指導を賜りますことをお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様方のますますの御発展と御健勝を心から祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。皆さん、本当にありがとうございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

農林水産大臣におかれましては、公務のために御退席になります。本当にどうもありがとうございました。

○齋藤農林水産大臣 すみません、いろいろありまして、申しわけございません。

○鮫島会長 それでは、引き続き審議を行っていきたいと思いますが、この間に御質問、御意見等……。

○古口委員 ただいま市町村の体制の整備の問題とかが出ましたので、町村会を代表してもおりますので。

森林環境税、本当にこういう形で、もう先が見えてきまして、その現場の市町村としては、これほどお願いして皆さんに御協力いただいた税でありますので、これはもう口が裂けてもできないなどとは言えない。しっかりと体制を整えていきたいとは思っているのですが、その行政の体制も一つなのですが、もう一つ、今心配しているのは、やはり現場のマンパワー、これが今後どうなっていくのか。各県によって林業大学等をつくったり、そういった場を設けて、大変優遇をして新しい人材を育てていこうという取組は始まっていますが、なかなか全県的にはいっていないのではないかという現状の中で、私が一番やっぱり心配するのは現場の人材、マンパワー、このあたりは県や国の皆さんにもお世話にならなければなりませんし、地方自治体としても、県、市町村一体となって、やっぱり取り組んでいかなければならないなと思っているところであります。

以上です。

○鮫島会長 コメントをいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、中越委員。

○中越委員 高知県森林組合連合会の中越です。

今ほど町長さんからもお話がありましたけれども、我々は山の現場で、いわゆる伐出事業、森林整備事業をやっている段階であります。おかげさまで、森林環境税、新たな森林管理システムがいよいよスタートするわけですがけれども、いわゆる森林環境税の税の使徒として、やはり森林整備、いわゆる切り捨て間伐主体の事業にそのお金が使われるということが主になってくるだろうというふうに思っています。とすると、今現在、原木の安定供給、いわゆる増産を常にやっているわけですがけれども、そうした製材工場への安定的な供給が、やっぱり先ほど言

われたようなマンパワーが足らなくなったときに、そうしたものが担保されるかということが我々現場を預かる者として大変心配をしております。そういう意味で、ぜひとも担い手であったり、道であったり機械であったり、そうしたものをぜひほかの従来の国庫事業で進めていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願い申し上げます。

○鮫島会長 事務局のほうから、これについて何かコメントはございますでしょうか。白書の中に、またこのことに関連する書き込み等もあるかと思うんですが、そのことも含めて何かコメントをいただければと思いますけれども。

○常葉経営課長 経営体につきましては、白書にもございますように森林組合、それから、その他の民間事業体、あるいは自伐林家等が主な受託先になるんじゃないかと思っております。そういった意味で、引き続きそういった方々の意欲が高まるような施策を、現場の皆様とも意見交換させていただきながら充実を図ってまいりたいと思っております。

それから、従事者という意味では雇用ということが大事だということは重々認識してございまして、引き続き緑の雇用事業なども充実させていきながら、引き続きこの実務を進めていきたいと思っております。

○鮫島会長 いかがでしょうか。

玉置委員。

○玉置委員 同じ市町村の体制についてですが、今の税の利用に関して、やはりもう既に各都道府県によっていろいろな情報の発信がされておまして、木材利用とか、それから人材育成に関しては情報収集に走るようにというようなことも言われている県もあります。ということは、都道府県の行政の状況に応じて、内容も時期も、これからやっぱりいろいろそういうふうに出てくるといことなんでしょうか。

○鮫島会長 よろしいですか。コメントをいただけますか。

○小坂計画課長 環境税のことだと思いますので、御回答させていただきます。

今年の1月に、去年大綱で決まったということで、全県の都道府県の担当部長、課長が集まって、森林環境税と新たな森林管理システムのその時点の概要を説明させていただきました。さらに4月までの間に各県で各市町村に説明会を開いてくれということで、説明会を開いていただいて、林野庁の職員もそこに行って、市町村の方に直接森林環境税等の説明をさせていただきました。そういうような取組の中で、用途には森林整備もあるし、都市部のほうは木材利用ということで、森林整備を支える木材利用をしてくれとか、都市と山村の交流に使ってくれとか、そういうお話をさせていただいていますので、まさにそういうことが今、委員のお話し

のような形で、いろいろな情報収集に今つながっているのかなど。

引き続きこういう取組で、各県ばらばらというんじゃなくて、各県がきっちり基本的なことをちゃんと進められるように、我々も県を通じて市町村に情報提供とかをしていきたいと思えますので、そういうことできっちり進めていきたいと思っているところでございます。

○鮫島会長 それでは、手塚委員、挙げられていましたか。

○手塚委員 釜石地方森林組合の手塚です。

今の御質問とも重複するんですけども、トピックスにまたがるところで森林環境税の創設についてです。このチャートの中で、市町村の下のところの間伐、あと人材育成・担い手確保、あと木材利用云々というくだりがありますが、その中で人材育成・担い手確保というのは、今までにもお話があったような、意欲ある事業体に既に勤務しているとか、これから勤務したいというような方々の育成というところなのかというのが1つと、その場合、例えば岩手県ですと昨年からの林業アカデミーというのが出来たり、あと緑の雇用など既存の制度もあると思うんですけども、こういった既存の制度と、この市町村の人材育成との違い、差別化というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○鮫島会長 お答えいただけますか。

○小坂計画課長 税のことなので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、考え方としては、今度森林環境税ができる。今まで手がつけられなかった、条件が悪い、そういうところの森林の整備をこれで新たにやっていくということになりますので、例えば今まで人材育成で緑の雇用でさまざまな形で担い手の確保・育成をしていたのですけれども、それをさらにプラスアルファで増やしていかなければいけないというふうに思っています。ですから、環境税で森林整備を新たにやっていく、それに見合った形で、今まで以上に担い手をやっぱりきっちり育てていかなければいけないということなので、ある意味既存事業のことと、今度の環境税の用途にある人材育成、それをうまく組み合わせて、より事業が増えていくわけですから、それに対応できるような形で進めていただきたいというのが大まかな考えとっております。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。

じゃ、草野委員。

○草野委員 この経営管理のシステム、本当にうまくいってほしいなというふうに思うんですけども、ただ、これ、システムはスタートであって、いかに実効性を上げていくかということが問われているのであって、多分こういうシステムをつくったからには、契約なのか、実効

性の部分ですね。どのぐらいの目標設定をされているのかということをお聞きしたいということと、それから、これは、私はちょっとよくわからない。森林所有者にとって、どれほどこのシステムに自発的にかかわるような動機づけになる事柄というのが何なのかということをお聞きしたいのと、それから、今日は吉川さんなんかもういらっしゃるのですけれども、受託するサイド、受託する側にとって、この募集に応じる動機づけというか、どういうことが魅力なのか、あるいはどういう条件が満たされれば募集に応じてみようと思うのか、そのあたりのことをちょっとお聞きしたいと思いました。

○鮫島会長 大変重要な御質問じゃないかなと思うのですが、これは一体どうやって動かしていくかということ……。

○山口企画課長 委員御指摘のとおり、この森林管理システム、法律ができて終わりというものではなくて、これをベースに現実社会がきちんと動いていく形にしていかなければいけませんし、するようなツールとして森林環境税、森林環境譲与税もいただくという形になりますので、林野庁としてしっかりと現場がワークするように、もう本当にこれは丁寧に説明をした上で、毎年毎年報告を求めながら、ディスカッションしながら進めていかなければいけないというふうに考えております。

将来の、どういう水準の何を指すのかということですが、そういう意味で言うと、この緑のほうの14ページをごらんいただければというふうに思っています。

右側というか、左側の一番下に、森林というのは御承知のとおり多面的機能を有していて、広く国民一人一人に恩恵が与えられているのだと。そういう機能を同時に発生させていて、木材生産とか、そういういろいろな役割を同時に担っているんだということで、そういう森林の特徴に応じて、森林を適切に整備しながら、経済的に回るところは循環的に利用しながら環境と経済を両立させていくということがとても大切だというふうに思っております。そういう点で言うと、私有人工林の、今670万ヘクタールあるうち3分の1、大体200万ヘクタールくらいは吉川委員のような方々に担っていただいております、しっかりと経営管理されているものと推計しているのですが、残りの3分の2は、なかなか経営管理という面では不十分どころも多いんじゃないかというふうに思っています。

そのうち、林業経営になかなか適さない、標高が高くてとか、奥地にあつてとか、傾斜がきつくてというようなところが670万ヘクタールの大体3分の1くらいありまして、そういうところは公的管理に持っていく。実際には針広混交林のようなものも目指しながら、複層林化を進めながら森林を効率的に管理していく、これは公的管理の部分かと思えます。残りの3分の

1が、これが林業経営に適しているんだけど、今経営管理がなされていないというところですので、ここをどうしていくのかというところが課題になってくるんだらうというふうに思っています。

今回のスキームですね。じゃ、どういうふうな動機づけでというような話でございますが、基本的には、この経営管理を今、されていない方々というのは、逆に言えば森林を何も手をつけていなくて放っておいてあるような状況になっているわけでございますので、こういう方々が、例えば市町村に任せていただければ、少なくとも公的管理になれば、自分の力じゃなくて市町村の力で一定の森林管理が行えて、その森林が例えば意欲と能力のある方々につながれば、森林から得られる収益の一部が所得として自分のところに入ってくるという形になりますので、そういう意味では、森林所有者が余り負担なく、自分の森林が適切に管理されて、場合によっては収益も得られるというところが森林所有者にとっては魅力なのかなと思います。

一方で、林業経営者にとってみれば、先ほどの統計でありましたけれども、自分では経営規模を拡大したいんだけど、じゃ、その人のところにどうやってアクセスしていったらいいのかわからない。例えば不在村の方がいらっしゃって、例えば、この山の木が伐りたいんだけど、その人、東京に住んでいるんだよねと。じゃ、そこまで行って契約を結んで交渉するには、やっぱりそれはお金もかかるので、そこまではやれないというような場合に、例えば市町村に一回設定してもらって権利が集まってくれば、そのところの負担は少なくて林業経営者もできるようになるという意味で負担感が減るんじゃないかというところと、あとは、所有者がわからないような森林について一定の所有権というか、間伐とか伐採をする権利が設定されるような手続規定を設けているので、そういう点でも実際に林業をやる方々にとってはメリットが多いんじゃないかなというふうに思っております。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。

○草野委員 その上で、ごめんなさい、1つ意見だけ。

○鮫島会長 じゃ、御意見をどうぞ。

○草野委員 最終的な目標のところはわかりました。ただ、こういうものって、多分年度ごとの目標というのがすごく大事で、その目標に向かってどう努力するか、それが達成できたのか、できていないか、じゃ、また次の年って、何か見ていると漠然と3分の1に向かってという、何かもう少し具体的な目標設定というのができるかできないかわかりませんが、必要なのではないかと私は思います。

○鮫島会長 具体的なロードマップのようなものをつくるとか、PDCAサイクルをしっかりと

回すような……

○草野委員 はい。何か余りそういうものがふだん出てこないんですけども。

○鮫島会長 多分これから執行していくに当たっては、それは非常に重要なことではないかなと思います。

○古口委員 これ、ちょっといいですか。

○鮫島会長 ちょっと待ってください。時間が、今日は答申まで持っていかなければいけないので、一応この特集章も含めてですけれども、次のいわゆる通常章、その内容も含めて質疑をいただきたいと思います。

それで、田中委員が挙げていましたが、よろしいですか。

○田中（信）委員 この流れで、こっちのほうが。

○鮫島会長 じゃ、譲られるということですから、古口委員、どうぞ。

○古口委員 これ、多分数値目標とかいろいろありますけれども、これ、本当にこの森林のあり方だけは、私は目標設定を下手にしないほうがいいと思います。これ、もう本当に違いますから。各地方、地域地域で違います。それから、先ほど不同意者があった場合にといろいろなあれがありましたけれども、これ、決断するのを地元の首長がやらなくちゃならないとなると、選挙がありますからね、難しいですから。ですから、しばらくの間は、ある程度の先のやり方が見えてきた段階でそういうものも必要ですけれども、まずはやらせていただきたい。目標設定とか、そうじゃなくて、まずはやらせていただく、そう思います。

○鮫島会長 現場の貴重な意見、どうもありがとうございます。

それでは、田中委員、お願いします。

○田中（信）委員 岡山の田中でございますが、今回の森林環境税並びに新たなシステムを活用しながら、最終的に我々は、私の場合は材木屋でございますので、木材の需要拡大が図ればいいなという具合に考えております。

そういった中で、昨日長官も御出席になりましたけれども、政令指定都市木材利用推進議員連盟が新たに立ち上がりまして会議を開いたのですが、つくづく思うのは、県は木材の需要拡大であったり、森林・林業を安定しようという、そういう受け皿があるのですが、特に政令指定都市の場合は、木材に関するそういう受け皿がないところでございます。政令指定都市は人口が2,000万人いらっしゃるということで、このところが木材需要を拡大していく意識を持っていただくということになれば、やっぱり木材の需要はさらに促進されていくのではないだろうかと思っております。各政令指定都市の首長さんにぜひとも上手にアタックしていただいて、木

材需要の受け皿を、係でもいいですから、そういう係をつくっていただきながら、この新しいシステムに十分対応できるように御指導というか、指導するという立場はなかなか難しいかもしれませんが、何とかそういう具合にやっていただきたいという具合に思います。

以上です。

○鮫島会長 木材の需要拡大というのは、非常にそれで引っ張っていかないと上流もなかなか動かないと思うのですが、コメントをいただけますでしょうか。

○猪島木材産業課長 ありがとうございます。

私も、きのう開催されました政令指定都市の木材利用促進議員連盟、きのうが設立だったわけですが、大変にぎやかに盛大に設立総会がありまして、その場で意見交換をさせていただきましたけれども、やはり都市部における木材利用を図っていきたいという意思は非常にとおりになるというのはわかっております。そこにやはりどういう利用をしていったらいいかというのは、やはり我々林野庁も、また都道府県も、行政の立場、また業界団体の力もかりながら、政令指定都市の市長さん、また議会等の意思決定の方々に働きかけを鋭意頑張ってやっていきたいというふうに考えております。

○鮫島会長 塚本委員、手が挙がっていますね。よろしくお願いします。

○塚本委員 いろいろと御説明ありがとうございました。今回の白書もそうですけれども、森林経営管理法案という新しい森林管理システムに対して、非常に林野庁としては丁寧な対応をされているのではないかとこのように非常に感謝を申し上げているところでございます。昨日も、たしか衆議院の農林水産委員会のほうで、この法案の審議がされたところでございますが、うちの尾崎知事のほうは意見陳述ということで、本当に、この新しいシステムが始まれば、市町村と、そして県というのが主体になっていくところでございますが、そういう主体のそういう声を聞いていただける、それをこの法案に反映していただけるというような、そういうような対応もしていただきまして、本当に地方にも配慮をした、本当にこれを実施していく主体に配慮された非常に丁寧な対応だなということで感謝を申し上げているところでございます。

今回の白書を読ませていただきますと、この新しいシステムがスタートするに当たって正しく考え方を御説明していきたいという、そういうことが非常に伝わる内容で読み応えがあるなと感じたところでございます。特に16ページのところの右のほうに書いてございますけれども、「ターニングポイントである」とまで言い切られているということでございまして、今やらなければ将来に対して非常なツケを回していくというような、そういうような覚悟を持って、こういう新しいシステムということを導入されるというふうに私は感じたところでございます。

この新しい森林管理システムにつきましては、まだよく理解をされていない方が、さまざまな意見があるというのは私も承知をしているところでございますので、ぜひこういう白書の内容でございますとか、そういうようなものをよりPRをしていただいて、理解を深めるようにしていただきたいなというところでございまして、今後、この白書の広報でございますとか、そのようなところをどのように考えられているのかということを少しお聞かせいただければと思います。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

広報は非常に大事だと思いますが、非常にこういう立派な案をつくって、これを広くやっぱり理解していただくというのが大事ですから、よろしくお願いします。では、コメントをお願いします。

○山口企画課長 ありがとうございます。今回、我々、そういう意味では、委員御指摘のとおり、まさにターニングポイントだという思いで丁寧な対応をしていきたいというふうに思っております。

これまでも、例えば白書をつくった後、いろいろな通常の団体の方々ほかに、大学ですとか、あるいはいろいろな環境団体の方々とかを含めて、いろいろ丁寧に対応しているわけですが、それに加えて、やっぱり今回新たなシステムというものが実際に運営をされていく形になりますので、より市町村とか都道府県とか、そういう現場の方々ところに、この白書を含めて考え方が定着するように、国民の皆様にも御協力をいただきながら、より密に現場対応をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

具体的には、まずはこの白書ができ上がることが大切ですので、そこまで細かいことは考えているわけではないのですが、なるべく現場の方々にこの白書の考え方が行き渡るように、その上で当然ディスカッションが起こるわけですので、いろいろな御意見がいただけるような形で白書の理解を広めていければなというふうに思っております。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

議論が、当然のことですが特集章に集中しているのですが、通常章も含めて、深町委員、よろしくお願いします。

○深町委員 国全体の大きな仕組みの中で、地域の事情がやっぱり大事ということで、御質問したいのは、章立てをしている第VI章の「東日本大震災からの復興」の部分なのですが、実際に現地に行っている中で、2点ぐらい非常に気になる部分があるので、それをこの白書に書いてある内容と照らし合わせながらお聞きしたいなと思いました。

かなりいろいろな視点からずっと取り組んで、復興のための取組をされていると思うんですが、例えば福島に行きますと、確かにガイドラインができたとか、いろいろな安全の基準とかの仕組みはできているのですが、実際、本当に林産物を出したりだとか、木工に関わったりとかということで暮らしてきた方の状況を見ますと、例えば私は20年前ぐらいに、落ち葉がどう生産されて腐葉土になっているとかを調べたりしたのですけれども、そういう部分はもう全て、ほとんどが海外からの輸入とかになって、落ち葉を海外から輸入するような状況になっているとか、もう風評被害で集落そのものにほとんど人がいなくなって、産業にかかわる人がいないとか、技術が伝承されていない。福島の場合は、人工林よりは、やはり広葉樹林とか里山的な利用で、それぞれの地域にすごく多様な文化があって、県としてもすごくそういうものを大事に取り組んできたと思うのですけれども、かなりそういう意味で言うと、仕組みが整う前に人とか地域そのものがだめになるのではないかなという危惧を抱くような状況があったので、そういう中で、今後国としてどういうことをその点に対して対応していけるのかなというのをお聞きしたいんです。

もう一つは、東北の宮城とか岩手のほうに行きますと、スギもあるのですが、やはりまだマツ、アカマツが結構な面積と材積でありまして、それがどんどん松くい虫の被害で枯れていって、地元の中では県の政策としてもマツを使うとか、バイオマスに何とかということに取り組んでいるのですけれども、すごく大きな流れの中で、マツ枯れになるとみんな廃棄物になってしまって、本来は貴重な資源がうまく地域に使われないまま、こういう状態で進んでいくのはとてももったいないし、復興のために、何か大きな流れの中でそれを生かせないかなと思うんですが、その2点について御意見を伺えればと思います。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

東日本の復興は、もう6年間、7年間ぐらいだと思うのですが、この章をずっと設けさせていただいて、やはりこれは非常に大事で、一方、復興した部分については書かれているけれども、やっぱりまだ取り残されている部分っつもうちょっと書いてもいいかなと、実は私も思っております。

今の御質問、御意見について、何かコメントをいただけないでしょうか。

○森谷研究指導課長 研究指導課長でございます。

御質問の中で、福島も含めた復興対策の中で松くい虫の話もございました。若干お答えになるかどうかわかりませんが、何点かちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、東北地方も今のところ、松くい虫被害では先端地域であったりしまして被害が続いております。今お

話にもございましたけれども、岩手県に関しましても被害量は現在全国でも4位ぐらい、秋田、山形、そして青森が今先端地域になっております。そういった地域にはもちろん、まずは被害の防除、それと駆除ということが中心にはなっておりますが、御指摘のように、ただ棄却するだけではなくて何か利用できないのかというようなことにつきましては、バイオマス発電用に燃料用材に使うであるとか、何かしらのそういった使途がないかということで研究開発をしているという面もございますので、今のところは、まずは駆除・防除が優先はされておりますけれども、そういった道も少しずつ開けていけるような工夫も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○小坂計画課長 もう一点、ちょっと補足させていただきますと、白書の225ページを見ていただきますと、福島復興に向けた取組の中で里山の再生に向けた取組というのを進めさせていただいています。画一的な除染だけでなく、地域の方々の、先ほど委員が言われました広葉樹も含めたいろいろな文化がある中で、これからどういうふうに復興していくのかということでモデル的な取組なのですけれども、こうやって里山の再生に向けた取組というのを、地域の要望を受けて、関係省庁とも一緒になって進めていく。そういう中で、きめ細かな地域に寄り添った復興が進むような形で引き続き進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。

ぜひこれは希望として、やはりずっと章として続けていただきたいなと思います。今年は、あと植樹祭を福島で行うと、これはすごくいいタイミングじゃないかなというふうに思っていますけれども、やはりつらい立場はまだまだ続いていると思うので、これは共有化してやっていかなければいけないのではないかなと思っております。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。そろそろ大分時間が迫っているんですが、玉置委員、どうぞ。

○玉置委員 すみません。一言思いを述べさせていただきます。

木材利用についてですけれども、確かに周りではプレカットをして技術者をつけて富裕層に向ける韓国への輸出、それから中国等にプレカット、台湾へのプレカットをした技術者を指導するというので、まだまだ商売にはなりません、周りでは幾つかの者がやっております。それから、非住宅含めて中・大規模の建物に関しては、それぞれの団体でやっぱり事例集をつくったりして、非常に力を入れて、これからの仕事だということで頑張っております。

ただ、私たちにやっぱりできないのは消費者に向けての木材利用の普及なんです。消費者の

方に対して、基本に戻りますけれども、木材利用の意義をなかなかお伝えする場がないものですから、その辺をやっぱり今回、この施策にも入っておりますが、力を入れてぜひお願いしたいところでございます。

○鮫島会長 お願いということでもよろしいでしょうか。お答えいただけますか。ちょっと時間が迫っているので、手短に。

○玉置木材利用課長 一言だけ。平成17年から木づかい運動というようなこともさせていただいていますし、ウッドデザイン賞という賞もやっております。今年は、先ほどの福島植樹祭、東京では育樹祭があります。非常に国民の皆様に木材利用を広めるいい年だと思っておりますので、積極的に打って出ていきたいと思えます。

○鮫島会長 よろしく願いいたします。

もう本当に時間がないんですけれども、船曳委員、じゃ、手短にお願いいたします。

○船曳委員 では手短に、私も木材利用には大変関心を持っておりまして、少なくとも家具業界、そういった家具・建具のところで木材利用委員会というのを業界内に立ち上げました。また、国交省関連のほうになりますけれども、建築設計、それから内装設計の方々の間で木材利用研究会というのを今年度から立ち上げてまいります。したがって、この点については、ぜひ林野庁がリーダーシップをとって、国交省、経産省を巻き込んだ形で、林野庁が主導するという形で施策を進めていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○鮫島会長 これは要望でございますね。よろしく願いいたします。

○玉置木材利用課長 これも、先ほどの非住宅も含め、業界、そして家具・建具、所管にかかわらず、木材利用については林野庁が積極的に他省庁を巻き込んで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鮫島会長 じゃ、手短にお願いいたします。

○横山委員 横山です。普通の章について何もないとよくないかなと思って、短くいきます。

第Ⅱ章に関してなんですけれども、特に森林の動向というふうにとめられているところで、概要版の10ページを見ると、いつものとおり資源量というのがグラフになっていて、人天区分という、この表で量があらわれています。それから、12ページのほうを見ると、生物多様性保全のための管理を進めていくというふうになっています。

質問なんですけれども、この中で、いわゆる天然林からも資源を、特に国有林なんかもとられている。それから、樹種によっては天然林からのみ資源確保がなされているものもあると思えますので、人工林については主要な樹種ごとに面積だとか体積だとか統計がいろいろあって、

こういうグラフがつくられるんですけれども、天然林の構成種のうち、資源利用されている主要な樹種の種ごとの資源量というのはどういうふうに把握されているのかということを知りたいというのが1つです。

○鮫島会長 時間が大分ないので……。

○横山委員 ごめんなさい。林業上利用されている樹種の持続の可能性について、どういう仕組みをとられて評価されているのかということところだけ、1つだけ教えていただきたいと思います。少なくとも国有林では、保護林となっていないところなんかの、そういう資源量の持続性がどうなっているかという、その評価というのは常に行われているべきじゃないかと、そういうのを第V章に書くとか、何かそういうことがあったらいいのではないかと、すみません、質問だけちょっとさせていただきたいと思います。

○鮫島会長 手短に。なかなか大変な質問のような気もするのですけれども。

○吉村経営企画課長 経営企画課長でございます。

まず国有林についてですけれども、天然林の主要樹種ごとの資源量、そういった情報の管理はさせていただいておりますが、また詳細な話については、追って個別に御相談、御説明をさせていただければと思います。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。ちょっと、もう時間をオーバーいたしております。

それでは、このあたりで林政審議会としての取りまとめをさせていただきたいと思います。

農林水産大臣から諮問がありました平成30年度の森林及び林業施策（案）につきましては、適当であるという旨で答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○鮫島会長 どうもありがとうございます。

それでは、答申文の案を配付いたしますので、御確認いただきたいと思います。

（答申文（案）配付）

○鮫島会長 お手元に配られましたでしょうか。

それでは、お読みいただいて異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○鮫島会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、この記載のように答申をさせていただきます。どうもありがとうございました。

続けて、全国森林計画の策定について事務局から御説明をいただき、その後に質疑応答をい

たしますので、よろしくお願い申し上げます。

○小坂計画課長 計画課長の小坂でございます。

お手元に3-1、全国森林計画の策定について、3-2、変更の概要、さらにこういった形の現行の全国森林計画の本体を参考につけさせていただいています。まずは3-1の全国森林計画の策定についてと、その資料に基づいて、冒頭、全国森林計画の策定の諮問をさせていただきましたけれども、その諮問に関する策定についての説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきますと、全国森林計画の趣旨ということで計画の概要を書かせていただいています。右に森林計画制度の体系図がございます。ここにありますように、国、都道府県、市町村、さらには森林所有者等、各般にわたって計画をつくる、こういう計画制度の体系に基づいて、長期的な視点に立った計画的な森林整備・保全を進めているということでございます。

この体系の中の上から2つ目が全国森林計画ということでございますけれども、左側に書いていますように、全国森林計画は農林水産大臣が、政府が立てる森林・林業基本計画に即して5年ごとに15年を1期として策定するというところでございます。

それで、具体的には後段のparaになりますけれども、広域的な流域、44の流域ごとに森林整備・保全の目標、伐採立木材積、造林の面積、保安施設等の計画量を明示する、そういったことによって都道府県知事が策定する地域森林計画であるとか、国有林のほうは森林管理局長が策定する計画がございますけれども、そういったものの指針となるというような役割を担っております。

申しわけありませんけれども、全国森林計画の本体をちょっと御用意していますので、簡単にどんな計画かというのを御説明申し上げますと、表紙をめくっていただきますと目次がございます。目次には書いていますように、Ⅰで森林整備・保全の目標を書いて、Ⅱのところには森林整備に関する事項、どんなことを書いているかという、立木の伐採、造林、間伐、保育に関する事項、いろいろ書いていますけれども、要は森林の取り扱いの規範となるような、ルールとなるようなことを位置づけております。さらに、森林の保全に関する事項、Ⅲでございませけれども、この中には保安林であるとか治山事業、そういったものの、これも事業とか指定の規範となる、ルールとなる、そういったものを位置づけている計画でございます。

さらに、8ページ目をちょっとおめくりいただきますと数字が並んだ表がございます。これは44の広域流域ごとに森林整備・保全の目標ということで、これは森林・林業基本計画の目標である育成単層林、育成複層林、天然生林、我が国の森林の姿形とさせていただければいい

んですけれども、そういったものを広域流域ごとにどういった割合で整備していくのかという
ようなことを目標に掲げたり、さらには、ずっと後ろのほうに移りますけれども、24ページ、
25ページ、ここの部分は計画量ということで、これも広域流域ごとに伐採の立木材積、どれ
ぐらいのボリュームの伐採をやるのか、さらにはどれぐらいの面積造林するのか、林道の開設
量、保安林面積等々、こういった形で基本計画に定める目標を具体的に、44の広域流域ごと
にどういった形で15年間の目標として定め、量としてこなす、そういったことを示すような
計画、さらには森林の取り扱いのルールを定める、そんな計画になっております。

再び資料3-1に戻っていただきまして、こういった全国森林計画、資料でいうと2ページ
目、現行計画の策定・変更の経緯ということでまとめておりますけれども、現行の計画は平成
25年10月4日、当時の基本計画に即して閣議決定されておりました、計画期間は26年4月1
日から41年3月31日、要は15年間の計画期間となっております。こういった形で25年策定し
ているんですけれども、その後、森林・林業基本計画の策定、平成28年5月、本林政審にお
いても御議論いただいて基本計画が28年5月に策定されましたので、それに沿った、即す形
で変更を行っております。

計画量を見直すとともに、当時基本計画の考え方が変わったということで、例えば②のと
ころに例示を挙げていますけれども、車道等や集落からの距離といった社会的条件、こういった
社会的条件を踏まえて合理的に、これは特に路網整備をそういったところに重点的に進めてい
くんだという考え、さらには育成単層林、そういったところは確実な更新をするということ
を明記するであるとか、さらには、再造林するに当たってコンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫
作業システム、そういった新しい施業技術を導入していくということであるとか、鳥獣対策に
ついて区域を明確化して推進していくことであるとか、こういった基本計画の考えを全国森林
計画に反映させるということで、28年にも変更を行っているということでございます。こう
した変更を経て、今年、30年10月に策定から5年が経過するというので、新しい計画を今
般策定するというような流れになっております。

次のページをおめくりいただきますと、策定のスケジュールを案としてお示しさせていただ
いております。本日4月13日、先ほど諮問させていただきました。この後、現行計画の計画
量と実績等について御説明申し上げ、そして本日出た意見を踏まえて、7月ごろに全国森林計
画の素案を林政審議会にお示しさせていただいて、パブリックコメントを経て9月上旬に答申
をいただき、10月に閣議決定をしたいと、こんな形で進めたいというふうに考えております。

次のページをおめくりいただければ、現行計画、現在の計画の計画量と、その実績がどう

なっているのかというのを表でまとめさせていただいております。この表の中で現行計画、計画期間は26年から41年という15年間、この15年間の計画量を年平均で（A）の欄で並べております。さらに、実績のほうは、計画が26年から始まって最新の実績が28年までとれますので、3年間の実績の平均をここに（B）として並べております。こういったことから、期間が違いますので正確な比較はできませんけれども、おおむねの傾向として、こういった形で計画に対して実績が進んでいるのかということが見られるかなということでもまとめさせていただいております。

これで見ただくとおりに、伐採立木材積、伐る量については、計画に対して総量で大体88%、主伐が106%ということで、最近のやっぱり林業の活発な動きを受けて順調に、おおむね計画どおりの伐採が行われているのかなと。それに対して、この造林面積は人工造林と天然更新と分けられておりますけれども、人が苗木を植えて山を育てる人工造林と、天然更新は、例えば萌芽であるとか、種が飛ぶ天然カシであるとか、そういう天然の力で次世代の森を育てる、その2つの方法があるんですけども、ここに見ていただいているとおりに、人工造林については計画に対して45%ということで、主伐量が減っている面はあるんですけども、やはり余り芳しくなく、どちらかというとな天然更新のほうが多いというような実態になっております。さらには林道の開設量については、なかなか計画どおりまだ林道がいないということであるとか、あと、保安林治山事業についてはおおむね計画どおり、さらには間伐の面積については93%ということで、これも100%はいいいけませんけれども、まあまあおおむね計画どおりの実績が上がっているのかなというふうに評価しております。

以上が現行計画と、実績は3年間になるわけですけども、直近の実績を比べた計画の進捗状況ということでございます。

そういった中、先ほど申したように新たな全国森林計画を、次の5ページでございましてけれども、31年4月から46年3月31日までの15年間を新たな計画期間として作成することになります。

それで、（2）に書いていますように、策定に当たっての考え方としましては、先ほど申したように28年に策定された新たな基本計画の中身は、もう既に今の計画に盛り込んでおりますので、一つは計画期間が5年延びる、ずれるということでもございますので、新しい計画期間に応じた計画量を算定すること、さらには28年5月以降に生じた情勢の変化、今日も御議論があった新たな森林管理システムを導入して、山を意欲と能力のある方に集積していくんだというようなことであるとか、昨年九州の北部豪雨の流木災害を受けたさまざまな対策とか検

討結果、そういうものを踏まえたようなことを新たに項目の中身として、全国森林計画の数字じゃなくて政策の方向的なものとしては、そういったものを盛り込んでいくのかなというふう
に現時点では考えているところでございます。

以上が新たな全国森林計画ということでございますけれども、次回の林政審までには素案をつくって、また御意見をいただいて策定を進めていきたいというふうに思っています。

この全国森林計画を策定するに当たって、次のページ、参考と書いておりますけれども、森林の資源の現況調査、こういったことを5年ごとに実施しております。これはまだ速報値ということで、全国森林計画の策定のときには確定値ということで公表していくわけでございますけれども、ここにありますような民有林、国有林、所有区分別の育成単層林、育成複層林、天然生林、そういう森のタイプごとの面積、蓄積のオールジャパンのデータを整理しております。

具体的には次のページ以降、主なものの今回の速報値の傾向を整理させていただいておりますけれども、7ページ、森林の面積自体は、おおむね2,500万ヘクタールというものはほぼ横ばい、厳密には2,508万ヘクタールから2,505万ヘクタール、若干減っておりますけれども、おおむね横ばいで面積は推移しているのかなと。

そういう2,500万ヘクタールの森林の区分別面積、タイプ別面積、これは基本計画の中で育成単層林、育成複層林、天然生林、こういった区分で日本の山の状況をはかっているわけですが、ここで見てのとおり、育成複層林が101万ヘクタールから105万ヘクタールということで若干増えてきて、基本計画の中でも育成複層林を増やしていくんだと。先ほど新たなシステムであるとか環境税のお話がありましたけれども、条件の悪い奥地の生育の悪い人工林については、この育成複層林という形で広葉樹を入れて針広混交林の山に持っていくというような方向を出しているわけですが、そういった方向に向けて、そんなに多くはないですけども、101から105というふうになんとちょっと増えているというような状況でございます。

次のページが我が国の森林の蓄積、ボリュームのデータでございます。24年時点で49億立方であったものが、今回52億立方ということで、これも確実に我が国の森林資源、ボリューム、量が増えてきているということでございます。特にこの棒グラフの下の灰色の部分、人工林でございます。この人工林が30億から33億ということで、これも着実に増えてきて、下の年齢構成があるように、利用可能な時期を迎える中、まだまだ利用のポテンシャルは持っている、さらには、そういう中で確実に資源量としては蓄積され増えてきているというようなことが結果として出ているようなところでございます。

以上、全国森林計画の策定についてということで、今日は諮問いただき、ある意味キックオ

フということでございますけれども、こういった考えのもと、次回の素案提示に向けて作業を進めていきたいと思っておりますし、皆様方の御意見をいただいて、そういうものも踏まえて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○鮫島会長 御説明いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの全国森林計画の策定につきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたらいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

今日諮問をいただいて、これから審議をしていくということで、スケジュールが3ページにありましたように、7月のころの審議会で素案が出てくるということで、具体的にそこで御議論いただくことになると思うのですが、今の段階で何か御質問とか、あるいは御要望と言ったほうがいいのかもわからないのですが、そういうものがありましたらお受けしますが、よろしいでしょうか。

15年1期ということですがけれども、平成25年にやっていて、平成26年から平成41年までの15年を一つとしているけれども、5年ごとにつくっているという解釈で、そういうことでよろしいですね。

○小坂計画課長 さようでございます。

○鮫島会長 それから、さらに基本計画と2年間ずれているので、基本計画ができたときには一部変更すると。ですから、実はかなり頻繁に審議されているということでよろしいのでしょうか。

○小坂計画課長 そのとおりでございます。基本計画と全国森林計画の策定期間がやはりずれていますので、結果的に全国森林計画は策定するときと次回策定までの間に基本計画が必ず5年ごとに策定されますので、どちらかというところ、そちらのところで大きな政策的な議論を踏まえた変更で反映させると、そんなふうな形になっているところでございます。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。

ほかに何か御質問がなければ、この件については以上とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、そうしますと、あと、その他ということで2つございまして、松くい虫被害対策にかかる自然環境等影響調査についてと、それから国有林における民間活力の導入について、それぞれ担当課長から続けて御説明をいただきたいと思っております。なお、御質問等は説明後にまとめてお受けするというにさせていただきたいと思っております。

それでは、御説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○吉村経営企画課長 経営企画課長でございます。

まず、国有林における民間活力の導入に関しまして説明をさせていただきます。

実は本件につきましては、昨年9月に、ちょうどこの林政審議会においてミニ白書を御議論いただいた際に、私のほうから国有林の木材販売について民間からの提案募集、マーケットサウンディングであります。まさに今実施をしておりますという報告をさせていただきました。その後、いただいた提案を取りまとめまして、その内容を踏まえて、実は私どもは国有林の木材を政策ツールとして、それによって民間事業者が木材の需要を拡大しながら長期・大ロットで国有林の木材を販売していくと、そういう仕組みをつくることによって、本日御説明をいたしました新たな森林管理経営法、新たな森林管理システムの後押しをしていきたいと、こういう検討をしております。本日は、その概要を説明させていただきたいと思います。

資料につきましては、まず、恐縮ですが、縦長の資料5の参考からごらんください。これまでの経緯も含めて御報告をいたします。

おめくりいただいて表紙の裏側、これが本件の経緯でございます。未来投資戦略2017に端を発しまして、民間からの提案を募集いたしました。10月10日に締め切りをいたしまして、その後、ヒアリング等も行い、昨年末に結果を取りまとめております。

2ページです。

まず、61の事業者の方々から42の提案をいただきました。①から④までグラフでお示しをしておりますが、提案者の業態というのは本当にさまざまでありまして、中には金融機関、コンサルティング会社、そういったところからもいただいているということです。事業規模もさまざまです。それから、国有林の立木、あるいは丸太を買っていただいていないようなところからも御提案をいただいております。

3ページをごらんください。

提案の内容を我々なりに、便宜上AからDまでのグループとして分類をさせていただきました。このうちA、Bのグループについては、現在の国有林の木材販売のほうと、あとは事業期間とか規模の面で大きく異なるもので、いずれもこれまでにない長期・大ロットで立木の伐採・販売を行いたいというものです。特にAグループは、伐採・販売に当たっての何らかの権利を取得していきたいというものです。Bのグループは、それを協定等で担保していきたいということに差がございますが、いずれにせよ長期・大ロットという点では、今後何らかのこういった提案を実現するに当たっては、今後は何らかの仕組みの変更が必要になるというもので

ございます。

他方で、Cのグループについては、既存の私どもの今の立木の販売方法をいろいろと改善をしていく中で対応をしていくことができそうなものでございまして、こうしたものについては、今後準備ができ次第、できるものからやっっていこうというふうに考えております。

Dのグループについては、残念ながら、なかなか具体的な提案になっていなかったというものもございましたので、これについては今後の検討の対象にはしていないというところでございます。

4ページをごらんください。

こうした状況から、まずこのA、Bのグループについて評価と課題の整理をいたしました。有利な立木の売却であるとか、あるいは林業の成長産業化に貢献するという可能性があるという評価ができます。他方で、国有林の公益的機能の確保をどう担保するかとか、あるいは具体の仕組みをどうしていくのか。あるいは地域において、やはり公平性、公正さ、こういった事業運営が求められるわけですけれども、そこをどう担保するか。さらには、国有財産において民間の方々にどういう権利設定のやり方があるのかどうか、そういったことを検証していく必要があるという、そういう課題があるという整理をさせていただいております。

それで、次に資料5のほうをごらんいただければと思います。

1ページから5ページまでは、森林・林業白書の際にも説明をさせていただきましたおさらい的な話になりますけれども、まずページは国有林野の概要ということで、国土面積の2割、森林面積の3割を占めているということと、公益的機能の発揮上、非常に重要な位置を占めているということを整理させていただいております。

2ページについては、一般会計化を行った際の基本的な考え方、スキームを整理いたしておりますが、いずれにせよ、国有林については公益重視の管理経営を一層推進していくということと、林業の成長産業化にしっかりと貢献していくということが非常に重要でございます。こうした基本的な考え方のもとで、今後新たな仕組みを検討していきたいと考えております。

3ページから5ページまでは、さまざまなテーマに沿って、現にどんな取組をやっているのかということを紹介させていただいておりますが、今後とも公益重視の管理経営、あるいは成長産業化への貢献に向けて、引き続きこういった取組をしっかりと進めていきたいと思っております。

それで、駆け足になりますが、6ページをごらんください。

本日も説明をさせていただきました新たな森林管理システムを実現するための森林経営管理

法案、これが実現した際に、国有林としても従来から民有林との林道の相互接続であるとか、木材の協調出荷、技術の普及ということに努めてきておりますが、それを一層進めていくと同時に、この法律に基づいて意欲と能力のある林業経営体の方々への受注・買受機会の増大に配慮していくと、こういうことでございます。

さらに7ページをごらんください。

これに加えて、意欲と能力のある林業経営体の方々が木材の供給先を確保して、そして機械とか人材に投資をして、さらに経営力を強化していくためには需要の拡大というのが不可欠でございます。そこで、民有林の新たな森林管理システムを後押ししていくと、こういう観点から、民間事業者が新たな木材需要の拡大であるとか生産性の向上に取り組みながら、これまでにない長期・大ロットで国有林の立木を伐採・販売をしていくと、そういうスキームの導入を検討していきたいと考えてございます。

右側の図にあるように、この森林経営管理法案に基づく民有林の新たなシステムが左側のところで動いていくわけですがけれども、これと連動する形で国有林が意欲と能力のある事業者の方々を後押ししていく。それによって、そうした事業者の方々がさらに力をつけて、その力を民有林林業に還元していく、さらには製材工場等、木材加工業においても競争力を確保していく、そういったことを実現していきたいというふうに考えております。

今後、まだまだこれは大枠の方向性でございますので、詳細をしっかりと詰めてまいりたいと思っておりますし、また、ある程度新たな仕組みの案がまとまった段階で、本審議会においても委員の皆様からの御指導、御意見を頂戴できればというふうに考えております。

なお、いずれにせよ、私どもの対象は国民共通の財産である国有林でありますので、公益的機能の担保、あるいは国有財産としての価値の維持向上、こういったことには十分留意しながら進めていきたいと思っております。

御報告は以上でございます。

○鮫島会長 それでは、続けて御説明いただきたいと思えます。

○森谷研究指導課長 研究指導課でございます。

お手元の資料は6-1と6-2がございまして、松くい虫被害対策にかかる自然環境等影響調査についてということで御報告をさせていただきたいと思っております。

ページをめくっていただきますと、これまでの経緯、もしくは調査の概要についての説明がございまして。

この松くい虫被害対策につきましては、いろいろな防除・駆除の対策を実施しておりますけ

れども、薬剤の空中散布につきまして、特に自然環境に与える影響を調査するというご
ざいまして、自然環境等影響調査として、その結果を毎年取りまとめてございます。その内容
についての御報告になりますが、この御報告をするに至った経緯を若干触れておきますと、こ
の松くい虫被害対策、昭和52年制定の松くい虫防除特別措置法以降、その基本方針の中に、
今申し上げました自然環境ですとか生活環境の保全に努めるとということが記載されてございま
す。その内容につきまして、以降、この薬剤の防除の安全確認調査ということで当初はスター
トをしておりますけれども、その内容につきまして当時の中央森林審議会のほうに御報告を申
上げましたところ、引き続き毎年報告をするということで現在に至っております。

では、具体的に、その松くい虫の被害の現状も含めて御説明を差し上げたいと思います。

次のページ、1ページでございます。

松くい虫の、まず被害の現状でございますが、昭和54年の243万立方というのがピークでござ
いまして、それ以降、減少を続けてございます。平成28年度の被害は44万ヘクタールとい
うことで、ピーク時の5分の1まで下がってきておりますが、依然として最大の森林病虫害と
いうことでございまして、防除もしくは駆除対策を実行しているということでございますし、
右側の松くい虫被害の推移ということで、一番最初に、我が国で確認をされましたのが明治
38年、長崎ということになってございまして、以降順次北上してございまして、現在、青森県
が最先端地域ということで、その手前の秋田、岩手、こういったところが防除・駆除に非常に
苦慮しているところでございます。あと、長野県が激害ということになってございまして、
低標高から高標高地域に被害の箇所が移っているということございまして、長野県が現在被
害が多いというふうに御理解をいただければというふうに思っております。

次のページでございます。

松くい虫の被害発生メカニズム、これも例年御説明をしてきていたところではございま
すけれども、マツノザイセンチュウ、これはカミキリを媒介といたしましてマツに侵入をする
ということでございますが、春の時期に、この図の一番上にございますけれども、カミキリムシ
の成虫が若いマツの葉を後食する食害を受けたことによって、その際に線虫がマツの体内に入
ってマツが衰弱をしていく。その後、だんだん衰弱をしていくマツに対して、またカミキリが
産卵をする。このふ化した幼虫が冬季間の間いわゆるサナギになって、次の春に羽化をする
わけですが、その際に、この線虫がやはり成虫の付近に集まってくるという習性がございま
して、それが結局羽化した成虫にまた付着をして次のマツに移動していくというようなメカニ
ズムになっていると考えられております。

そういったメカニズムの中で、どういう被害対策を行っているのかというのが次のページ、3ページになろうかと思えます。

この3ページの中で、対策として大きく分けて予防と駆除になります。今回御説明をいたしますのは、中段左側の予防、特にこの薬剤散布の部分での調査結果でございます。駆除につきましては、燻蒸ですとか破碎処理、焼却処理ということで、先ほど御質問にもございましたように、まずはこれ以上蔓延をしないということを含めて処分をするということが第一義的に行われておりますけれども、やはりその一部につきましても利用ができないかということで、先ほどちょっと御説明いたしました再利用の方法についても若干の検討を進めているということでございます。

こういった松くい虫被害対策を行っていく中で、やはり特に薬剤の使用に関しましては、非常に世間の皆様の御心配、もしくは御関心があるということもございまして調査を進めているわけでございますが、最後のページ、4ページになります。これが今回の自然環境等影響調査の結果になろうかと思えます。

調査方法につきましては、航空機を使う薬剤散布を行った地域と無散布地域、できるだけ近い環境にあるところの無散布区域を設定いたしまして、植生ですとか生物、土壌、河川、大気といったカテゴリーの中でどのような影響があるかということ进行调查しているということでございます。

左の四角の中に調査結果の大まかな概要がございます。林木ですとか下層植生につきましては異常は見られなかったということが概論でございます。

2つ目は生物に対する影響でございますが、今回の駆除の対象になっておりますカミキリムシ、それ以外はハチにつきまして、その個体数が無散布区域よりも少ない傾向が見られたということでございます。ほかに昆虫類につきましては、オサムシの仲間も若干無散布区域よりも少ない傾向であったりとか、個体数も同様の傾向が出ているということでございます。

3つ目は、その薬剤の残留濃度がどうなっているかということで、土壌と河川水、大気という、その3つのカテゴリーに分けて調査をしております。土壌に関しましては時間の経過とともに減少しているということ、河川水につきまして、散布後3日目に指標値を若干超えるものがございましたが、8日目以降については指針値未満となって平時に近い値になっているということでございます。大気に関しましては影響がなかったというような調査結果になってございます。

右の四角、そういったものを踏まえまして全体のまとめをしておりますけれども、今回駆除

の対象になっておりましたカミキリムシ科につきましては、やはり目的が達成されている。要は殺虫効果があったということで検証がなされるかと思えます。

同様にハチ目につきましても、個体の減少が見られてはいるのですが、個体数の回復が見られるということもございまして、影響は軽微にとどまっているのではないかというふうに分析をしております。これにつきましては、右下のハチ目の平均個体数という表がございます。例えば平成27年度の散布後、「後」と書いてありますのは散布後のことでございますが、散布区につきましては33個体に対して、28年の散布をする直前、71個体まで回復をしているというようなこともございまして、これが無散布区、平成28年、例えば60個体あるんですが、これよりも多い個体に回復をしているということもございまして、影響が軽微ではないかというふうな判断、分析結果とさせていただきます。これがいわゆる24年度以降の5カ年間につきましては表に掲載してございますが、同様の傾向が見られるのではないかというふうに考えております。

そういったことも含めまして、オサムシ科につきましては、カミキリムシ科と同じコウチュウ目ということで同様の影響を受けているということも考えられまして、若干の影響があるというふうに考えております。

昆虫類につきましては以上でございますが、河川水につきましては、先ほど残留濃度ということで触れさせていただきましたけれども、指針値を超えた期間では長くても5日間ということでございまして、一時的な影響であつたろうということで、大きな影響というふうには捉えていないというふうな分析結果とさせていただきます。

以上、毎年こういった形で御報告をさせていただいておりますが、28年度につきましても大きな影響、被害というものは確認はされていなかったということで、御報告の取りまとめをさせていただきます。

以上でございます。

○鮫島会長 御説明をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただきました国有林における民間活力の導入について、それから松くい虫被害対策にかかる自然環境等影響調査についてについて、皆様の御意見、御質問等をお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ、古口委員。

○古口委員 松くい虫についてなんですが、うちの県でも、もうマツはほとんどありませんので、余り……。辞書から「松風」とか「峰の松」という言葉は削除いたしましたのであれなん

ですが、ちょっと今聞いてびっくりしたのですが、これ、どうなんですか。1つは、北海道に飛ぶ可能性はあるんですか。

それから2点目なのですが、もしマツが全て食い荒らされた後、マダラカミキリ自体が生き残るために自分を変えて違う樹種についていくというような可能性というのがあるんですか。ちょっとすみません。このあたり、ひとつお願いします。

○鮫島会長 コメントをいただきたいと思います。

○森谷研究指導課長 1点目の北海道への可能性ということではございますが、いろいろな要素が重なってくるとはまず思いますので、一概に北海道に上陸するかしないか、今のところは防除をとにかく一生懸命やっているということしか申し上げられないということにはなろうかと思えます。現在も青森が先端地域になっておりますけれども、青森での被害を抑える、さらにはその先に伝播させないということで、秋田、岩手のほうで大変な御苦勞をいただいて、各県庁さんのほうで松くい虫の防除対策、さらには駆除を行っているということでございますので、北海道に上陸しないような、できるだけの対策を施していきたいというふうに考えております。

それともう一点、他の樹種に食害を及ぼす可能性があるか否かというのは、ちょっと私、専門的な知見は持っておりませんので、何ともお答えしにくいんですが、通常で言えば、やはり寄主になるような樹木というのはある程度決まっているというのが定説ではないかというふうに考えておりますし、いろいろな種で、最近もこの時期になるとサクラに食害するようなカミキリであるとか、もしくはこの松くい虫も話題になるわけではございますが、そのカミキリ自体がほかの樹種に伝播をするということについて、今のところそういった知見は私どものほうでも持ち合わせておりません。仮にそういう話が出てくれば、もちろんいろいろな対策を講じていくことになろうかとは思いますが、その辺は私ども、試験研究機関のほうとも話をしながら、情報の収集なんかはしてまいりたいと考えております。

○鮫島会長 ほかにございませんでしょうか。

私、長野県に住んでいるのですけれども、まさにこの色のとおりで大変悲惨な状況にあります。

じゃ、手塚委員、お願いします。

○手塚委員 今ちょうど先端と言われた岩手県なのですけれども、釜石・大槌管内は四方八方全部ほぼ入っているんですが、ぎりぎり食いとめられている状態です。

それで、専門的な研究成果というわけではないんですけれども、こういった防除とともに、

やっぱりトラックでの原木の動きと松くい虫の広がりというのはかなり影響があるというふう
に現場レベルでは言われているのですが、そのあたり、林野庁としての指導というのをされて
いるのかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

○鮫島会長 いかがでしょうか。

○森谷研究指導課長 今おっしゃったように、岩手県の中でも、被害の伝播の仕方がこれから
さらに北に上がっていく可能性ももちろん十分あり得ると思います。移動制限をかけることは
制度上あり得るんですが、今のところ岩手県内ではかけていないというふうに担当のほうから
もお話は聞いておりますけれども、実際問題として、被害が発見された場合に、その地域から
産出される被害木については移動させないということが原則ではございますので、その時点で
基本的にカミキリムシが入っているということは、もちろん枯れた状態で発見されるわけです
から、それをきっちりと駆除するというので、まずはほかの地域への移動をさせないという
ことで、移動制限はかけないながらも、まずはそういった対策を講じているというふうにお考
えをいただければと思います。

○鮫島会長 いかがでしょうか。私のうちの近くでも、よく林内に伐って何か袋をかけていま
すね。あれが移動させないということなのですね。

○森谷研究指導課長 燻蒸です。

○鮫島会長 あれは燻蒸しているのですね。要するに、伐った後に燻蒸しているのですね。

深町委員。

○深町委員 松くい虫、マツ枯れに関しては、関西はもうかなり壊滅的な被害で、いろいろそ
ういうふうな経験から見ていくと、防除とか予防をするのは精いっぱいやる必要はあると思う
んですが、基本的にある程度のまとまった面積で、かなり人が近づけないようなところに広が
っていくというのは避けられない状況です。

じゃ、どうしたらいいかというのと、やっぱりもうマツが、地元の方もそうなんですけれども、
役に立たないお荷物みたいな感じで思っていて、全然資源だとか使えるものという感覚はなく
で、マツ枯れの研究者とかでも、どんどん若返りをさせて、またある程度大きくなって林齢が
高くなるとマツ枯れになりやすいというようなことを繰り返していくので、結局資源としてあ
る程度位置づけて、それを使って、単に防除しないといけないお金がかかるものではなくて、
それを経済的にもある程度利益を出すような形で面的にも使って若返らせてというふうなこと
をやるのが、最終的にはマツ枯れに対して一番効果があることじゃないかなということ、私
は経験的にとか、研究者の方にお話を聞いて思っているところなので、また参考にしていただ

きたいなというふうに思うことと、あともう一つ、国有林のことで、もう一つ質問していいですか。

○鮫島会長 はい、どうぞ。

○深町委員 国有林野事業の連携についてなんですけれども、公共重視、公益重視の経営管理ということで、生物多様性の保全とか、いろいろなことがあるのですが、トピックのところでも明治150年ということでも取り組んでいることもありまして、実は3月の下旬にあった森林学会で林業遺産についての一つの特別セッションを組んだのです。その中で林野庁の方にも来ていただいたりして、森林鉄道だとか、いろいろな地域、地域の林業について見ていくと、国有林だけじゃなくて、やっぱり民有林とかが一体となって森林が利用されていたりとか、それを活用したりしようという動きがあるので、ぜひトピックの取組とも関連させながら、林業遺産とか文化とか、そういう面での民有林との連携とかということも考えていただけるといいなと思いましたので、ぜひよろしく願いいたします。

○吉村経営企画課長 貴重な御意見ありがとうございます。さまざまな施策の実施に当たって、常に私ども、民有林とどう連携できるか、あるいは民有林にどう情報を発信できるかということ意識してやっておりますので、御指摘を踏まえて対応していきたいと思っております。

○鮫島会長 150年を記念して、何か取りまとめをする、出版物をつくるとか、そういう計画というのは何かあるのですか。

○吉村経営企画課長 実は、具体の出版物というところは今のところ計画はないんですけれども、林野庁のホームページに、まさに明治150年を記念して特集コーナーを設けて発信をさせていただいておりますので、そこはもう民有林、国有林、境界なく網羅的に情報発信をさせていただいておりますので、そういうやり方を通じて普及啓発をしていきたいと思っております。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

ほかに。

○森谷研究指導課長 1点、すみません。今の補足だけちょっとさせてください。

今御指摘をいただいたマツ林のももちろん資源的な利用、マツは主要樹種の一つでもありますので、白書の案の中の70、71ページにも記載させていただいておりますが、抵抗性マツというものも含めて品種改良しながら、やはりマツ林を再生して、今後とも資源として有効利用していきたいという地域はもちろんございますし、保全マツ林、白砂青松のように、そういった形で保全をしなければならないマツ林も、もちろんそういった駆除・防除をしながら根絶をしていくというのと相まって施策を展開していったら、地域の中にマツというものが無用のもの

ではなく、やはり使えるものであると、もしくは見て人心の休まるところとなるということも含めて施策を展開していくということが重要だと思っております。

○鮫島会長 船曳委員、お願いします。

○船曳委員 実は国民的な被害を受けているのですけれども、今回の白書には余り取り上げられていなかったように思うんですが、スギ花粉による健康被害ということについて林野庁はどうお考えなのか、すみません、一言で結構ですので……。

○鮫島会長 ちょっと観点が違うのですけれども、せつかくの機会ですから、スギ花粉について何か。話がちょっと今は違うんですが、せつかくですからコメントをいただければと思います。

○山口企画課長 白書の中では、この緑色の冊子の49ページの右側の下のところ、花粉発生源対策という形で取り上げさせていただいております。花粉症の対策につきましてはさまざまな形で、スギの人工林の花粉の少ない森林を展開する取組を推進するための花粉症対策苗木の植栽ですとか、植えかえるための働きかけの支援等を行っているという話、あとはスギの苗木につきましては、目標を定めてさまざまな取組を行った結果、平成17年度には9万本から28年には533万本まで60倍近く増加したような話。ただ、スギ苗の生産量全体に占める割合というのはまだ3割ぐらいになっているから、ぜひ引き続き推進しなければいけない話、課題も含めて記載をさせていただいております。

○鮫島会長 よろしいですか。

○船曳委員 特にないです。

○今泉森林利用課長 花粉発生源対策を担当しております森林利用課長でございます。

ちょっと補足させていただきますが、これまで、どちらかという花粉が出ないとか少ない、例えば苗木の品種改良とか、あるいは、そもそもスギから花粉が出ないようにする飛散防止剤の開発といったようなことで、白書にはそういったことを、どちらかという技術開発的な側面を強調しながら書いているのですけれども、やはり先ほどのマツの話と共通するのは、現在立っているスギなりヒノキをきちんと伐って使うということがやっぱり車の両輪としてなければ、なかなか対策が進まないという意味では、先ほどのマツの話とある意味共通しているかなと思っております。

私どもとしては、そういったスギなりヒノキを伐って使う、有効に伐って使っていく、その後には花粉の少ない苗木だったり広葉樹だったりを植えたり更新をしていくといったようなことを林業の循環のサイクルの中で進めていくというところで、今後は、よりそこに軸足を置いて

やっていきたいなというふうに思っているところでございます。

○鮫島会長 よろしいですか。

それでは、田中委員、お願いします。

○田中（里）委員 民間活力の導入の件についての、御説明ありがとうございます。大変林業経営にとっての期待できる第一歩だと感じますが、事例としての公表というのは、この先、時期を見て具体的な発信をなされるのかどうかを、成果の水平展開の観点からお伺いできればと思います。また、優良事例が出た時点で、マーケティングの観点や技術の観点から、さらなる発展に向けたアイデアが付加されることが望ましく、この先の計画がありましたら教えていただけますか。

○吉村経営企画課長 まず、私どもとしては、一度この民間の方々、61事業者の方から貴重な御提案をいただきました。それを踏まえてオールジャパンの仕組みとしてどのようなことができるのかということ、これから詰めて考えていこうと思っております。次の場面としては、まだまだ本当に予断は許さないわけですが、例えば何か制度を変えなければいけないとか、そういう話になるかもわかりません。いずれにせよ、今と違ったやり方を何らか提案をさせていただくことになると思います。そうした段階で、まずこの林政審議会でも一度御議論をいただくのかなということが一つと、それで仕組みが固まった後、しっかりと世の中に、どういう形かはわかりませんが発信をしていって事業化につなげていくという、そういう段取りで考えているところです。ですので、個々の事例を出していただいて、それを公表というプロセスではなく、まずオールジャパンの仕組みを考えさせていただければと思っております。

○鮫島会長 土屋委員、お願いします。

○土屋委員 これから議論が始まるのでちょっと黙っていたのですが、国有林についてです。

全体として見ると民間活力を使われるというのは、私もこれまでもやったほうがいいということは意見を述べさせていただいていたのですが、提案でいうと、Aグループの長期・大ロットで権利を与えてというものについては、大丈夫でしょうか。例えば昔からあるものでしたら、東南アジアでのいわゆる国有林のコンセッションだとか、それから、カナダの州有林のコンセッションみたいなものがありますね。それらは当然、民間企業の導入によりある生産力に達するのと同時に、やっぱり環境保全上は非常に問題があったり、もしくは特定の業者がずっとかわるので、そこにおける癒着問題とかいうのはよく言われていました。当然その辺はお考えだと思うし、平成25年以降の国有林はまさに公共性を重視したわけだから大丈夫だと思う

のですけれども、改めて大丈夫でしょうかというのをちょっとお聞きしたかったんです。

○吉村経営企画課長 先生と全く問題意識は同じで、やっぱり我々、国有財産としての公益的機能というのは絶対に損なってはならないということと、地域における公平・公正な事業運営の仕組みと、それがしっかりと担保できるような仕組みはどうあるべきかという検討をこれからさせていただきたいと思います。また御指導をよろしく願いいたします。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。私も全く同じような懸念を持っていて、やはりこれは、進める段階で公平感、それから透明感、それから持続的にどういうふうやっていくのか、その辺、きっちり担保しながら責任を持ってやらないといけないなというふうに思います。よろしく願いいたします。

ほかに、大体もう時間なのですが、あと1件ぐらいならお受けできると思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

以上で予定されていた議事は全て終了いたしました。事務局のほうから1つ御連絡があるということで、よろしく願いいたします。

○水野林政課長 本日御議論いただいている中身とは全く関係ないのですけれども、せっかく委員がお集まりなので、1つ御紹介させていただきます。

あさつての4月15日から1カ月が緑の月間ということで、緑の羽根の全国的な運動、そのための募金ということで、まさに1カ月間、森林に対する意識が非常に国民的に高まるよい機会ですので、委員の皆様方におかれても、それぞれの場所でお声がけなり、活動に対する御理解、御協力をいただければと思います。地道な運動ですけれども、余りマスコミに取り上げられることなく毎年しっかりやっておりますので、御理解いただければなと、それだけでございます。ありがとうございます。

○鮫島会長 それでは、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の林政審議会、閉会とさせていただきます。

また次回以降の開催日程につきましては、後日事務局から調整をさせていただきます。

本日は、円滑な議事運営に御協力をいただきましたこと、まことにありがとうございました。

以上で閉会でございます。ありがとうございました。

午後4時54分 閉会